

(資 料 編)

第 3 章

福島市防災会議条例

(昭和38年条例第11号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、福島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 福島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - 一 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - 二 市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
 - 三 福島県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - 四 福島県の警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - 五 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 教育長
 - 七 消防長及び消防団長
 - 八 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - 九 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めて委嘱する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(顧問)

第4条 防災会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、市長が委嘱する。
- 3 顧問は、防災会議に出席し意見を述べるができる。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員及び顧問(以下「委員等」という。)の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員等を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議に、個別の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第56号)

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第16号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員(この条例による改正後の福島市防災会議条例第3条第5項第9号に掲げる委員に限る。)の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

福島市防災会議委員及び顧問

(令和6年7月1日現在)

会長：福島市長

区 分	役 職 名	区 分	役 職 名
第1号委員	東北農政局地方参事官（福島県担当）	第8号委員	日本赤十字社福島県支部事務局長
	福島森林管理署長		日本放送協会福島放送局長
	福島地方気象台長		公益社団法人福島県トラック協会 県北支部長
	福島労働基準監督署長		東北電力ネットワーク(株) 福島電力センター所長
	東北地方整備局 福島河川国道事務所長		(株)福島民報社編集局社会部長
	東北運輸局福島運輸支局長		(株)福島民友新聞社編集局次長 ・デザインラボ室長
第2号委員	陸上自衛隊第44普通科連隊長		(株)ラジオ福島編成局長
第3号委員	福島県県北地方振興局長		福島テレビ(株)人事総務部長
	福島県県北建設事務所次長		福島交通(株)福島支社長
	福島県県北農林事務所次長		福島ガス(株)執行役員 生産供給部長
第4号委員	福島県福島警察署長	第9号委員	社会福祉法人福島市社会福祉協議会会長
	福島県福島北警察署長		福島市女性防火クラブ連絡協議会会長
第5号委員	福島市水道事業管理者		福島市民生児童委員会会長連絡会会員
	福島市危機管理監		ふくしま市女性団体連絡協議会会長
第6号委員	福島市教育長		福島コミュニティ放送(株) 代表取締役社長
第7号委員	福島市消防長	顧 問	日本中央競馬会福島競馬場長
	福島市消防団長		一般社団法人福島市医師会副会長
第8号委員	東日本旅客鉄道(株) 福島統括センター副所長		一般社団法人福島歯科医師会副会長
	東日本電信電話(株) 福島支店設備部部長		

福島市災害対策本部条例

(昭和 39 年条例第 10 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、福島市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(処務)

第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(資 料 編)

第 4 章

気象警報・注意報等の種類、基準値（福島市）

1 特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

2 警 報

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

3 注意報

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種 類	概 要
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」が発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられる。
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

5 情 報

① 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

なお、大雨特別警報が発表された場合には、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

また、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

そのほか、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記載せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

② 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法により福島県と福島地方気象台から共同で発表される情報で、大雨警報（土砂災害）発表の後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、福島市を特定して警戒を呼びかける。危険な場所から避難の必要があるとされる警戒レベル4に相当。なお、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、実際に危険度が高まっている場所を確認することで、避難指示の発令対象とする区域を絞り込むことができる。

③ 記録的短時間大雨情報

市内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量 100 ミリ以上）を観測（地上（福島・茂庭・鷲倉）の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度

分布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)により、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。なお、この情報は警戒レベル4相当の状況(キキクル(危険度分布)で「危険」(紫)以上が出現)で発表する。

④ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通り単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が会津・中通り・浜通り単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

6 指定河川洪水予報(洪水警報・注意報・情報)の種類と基準水位名称等

水 位 危険度のレベル	発表基準	洪水予報の表題 [洪水予報の種類]	市町村・住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報 [洪水警報]	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達したとき	氾濫危険情報 [洪水警報]	いつ氾濫してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団が体制を整える段階

河川ごとの氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位

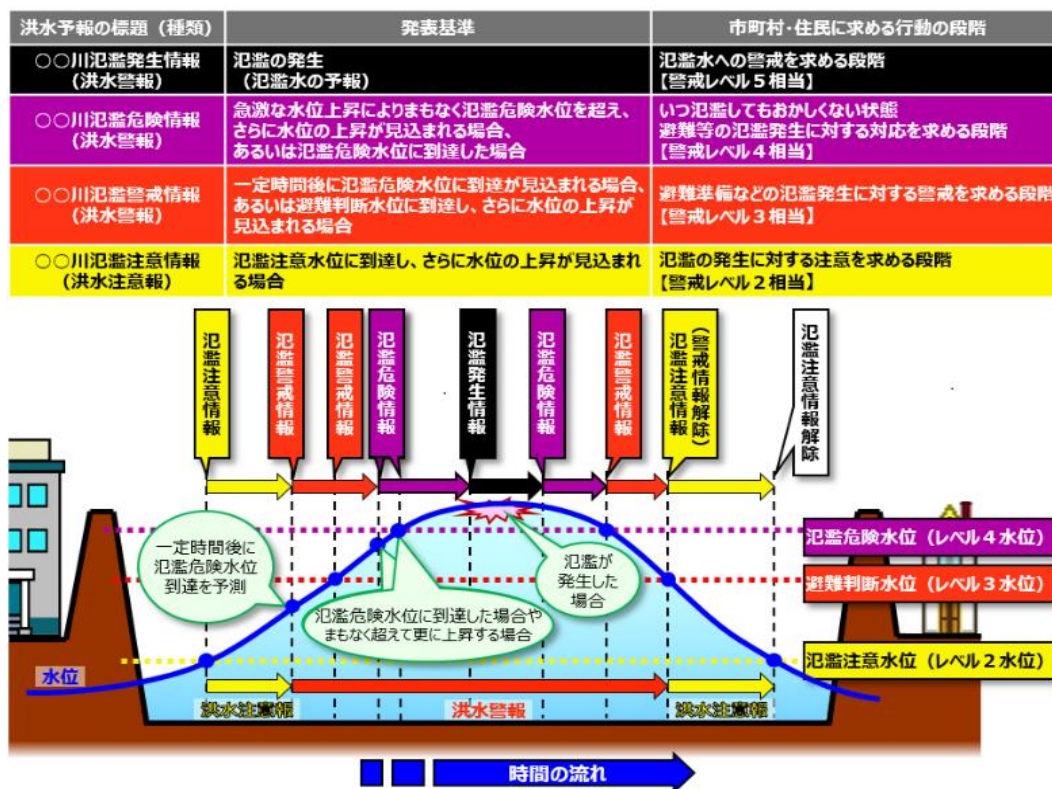
洪水予報河川

河 川 名	観測所名 (所在地)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
阿武隈川上流	福 島	4.00	5.10	5.40
	伏黒(伊達市)	4.00	4.50	5.00
荒 川	八 木 田	1.20	1.30	2.00

水位周知河川

河 川 名	観測所名 (所在地)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
松 川	清 水	2.50	3.60	3.85
濁 川	永 井 川	1.70	2.50	2.80
大 森 川	大 森	1.50	1.91	2.05
八 反 田 川	沖 高	1.50	1.90	2.30
天 戸 川	天 戸 川	3.40	3.85	4.15

洪水予報河川に関する情報発表の流れは以下の図のとおり。



ただし、台風等の接近によって暴風警報（又は暴風特別警報）が発表されたときには、浸水想定区域にお住まいで立退き避難を必要とする方は、暴風で屋外を移動できなくなる前に早めの立退き避難を検討する必要がある。なお、暴風警報（及び暴風特別警報）は、暴風となる数時間前に、暴風の吹き始める時間帯などを明示して発表されている。

指定河川洪水予報とは

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っている。これを「指定河川洪水予報」と呼んでいる。

指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表している。

指定河川洪水予報は関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達され水防活動等に利用されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝えられる。気象庁ホームページや各関係機関・自治体のホームページからも閲覧することができる。

なお、これとは別に、指定河川洪水予報の発表対象ではない河川（水位周知河川、その他河川）も対象として気象庁が発表している洪水警報・注意報及び洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

洪水予報河川以外の河川（水位周知河川・その他河川）

洪水予報河川以外の河川（水位周知河川・その他河川）については、流域面積が狭いために雨水が短時間で河川に集まりやすく、勾配が急であるなどのために流れが速くなりやすく、大雨が降ると水位が急激に上昇することを考慮した対応が必要。洪水浸水想定区域内の立退き避難を必要とする場所の住民は、実際に水位が上昇するより数時間前の早い段階から、河川の水位情報に加えて、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）も参照して命を守るための早めの避難を心がける必要がある。特に、当該河川（上

流地点も含む。)において、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で危険（紫）が出現した場合には、引き続き水位が上昇し、重大な災害が発生する可能性が高いと予測されている。この場合、水位情報・カメラ画像・水防団報告等の現地情報も踏まえて、自治体から警戒レベル4 避難指示が発令される非常に危険な状況となっている。その後、「災害切迫」（黒）が出現した場合は、重大な災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い危険な状況となるため、それより前の段階、遅くとも「危険」（紫）が出現した段階で（氾濫注意水位が設定されている河川では、さらに氾濫注意水位を参考とする一定の水位を越えた時点で）、速やかに避難を開始することが重要。特に、山間部の幅の狭い谷底平野等の川の流れの速いところで、氾濫流や河岸侵食により家屋が流されるおそれがある場所には、この段階で避難行動をとることが大変重要である。また、自治体から警戒レベル4 避難指示等が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合には、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布図）にかかわらず、速やかに避難行動をとる必要がある。



7 その他

- ・火災気象通報…消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報

気象状況が火災の予防上危険と認められるときに福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、福島県を通じて福島市や福島市消防本部等に伝達される気象通報。

8 警報・注意報の基準値（福島市の基準値）

令和6年5月23日現在

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 福島地方気象台

福島市	府県予報区	福島県		
	一次細分区域	中通り		
	市町村等をまとめた地域	中通り北部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116
	洪水	流域雨量指数基準	摺上川流域＝35，八反田川流域＝6.3， 松川流域＝20.4，濁川流域＝9.5， 水原川流域＝9.8，小川流域＝16.1， 須川流域＝20，胡桃川流域＝6.9	
		複合基準*1	濁川流域＝（5，8.5） 胡桃川流域＝（5，6.2）	
		指定河川洪水予報 による基準	阿武隈川上流[福島・伏黒]，荒川[八木田]	
	暴風	平均風速	18m／s	
	暴風雪	平均風速	18m／s　雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平　地	12時間降雪の深さ 25 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 35 cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	摺上川流域＝28，八反田川流域＝4.9， 松川流域＝16.3，濁川流域＝7.6， 水原川流域＝7.8，小川流域＝12.8， 須川流域＝16，胡桃川流域＝5.5	
		複合基準*1	濁川＝（5，7.6） 阿武隈川流域＝（5，49.2） 胡桃川流域＝（5，5.5）	
		指定河川洪水予報 による基準	阿武隈川上流[福島]，荒川[八木田]	
	強風	平均風速	12m／s	
	風雪	平均風速	12m／s　雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平　地	12時間降雪の深さ 10 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 20 cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m／s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%		
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 40 cm以上 ②積雪 50 cm以上で日平均気温 3℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い 日が数日以上続くとき 冬期：浜通り、中通り中部、中通り北部の平地：最低気温が－8℃以 下、又は－5℃以下の日が数日続くとき		

	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100 mm

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

〈参考〉

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているか数値化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているか数値化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、降った雨が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに1 km 四方の領域ごとに算出する。

9 警報等を補足し、避難判断等に用いる情報

(気象庁ホームページにて提供され、能動的に取得すべき情報)

(1) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

「災害切迫」(黒)は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。

「危険」(紫)は、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

「警戒」(赤)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」)に「警戒」(赤色)が出現した場合は、当該領域に「高齢者等避難」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「危険」(紫色)が出現した場合は、当該領域に「避難指示」を発令することが基本となる。

「気象庁ホームページより」

	色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※1	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
(黒色)	災害切迫 大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保!	緊急安全確保※2	5相当
 <警戒レベル4までに必ず避難! > 					
(紫色)	危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4相当
(赤色)	警戒 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
(黄色)	注意 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
(無色)	今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※1 土砂キキクルに関わらず、自治体から避難情報が発令された場合には速やかに避難行動をとること。

※2 災害が発生・切迫している状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないことから、緊急安全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

なお、福島市では、4-2-4避難に関する防災情報として、警戒レベルから見る住民がとるべき行動と情報として記述しています。

(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

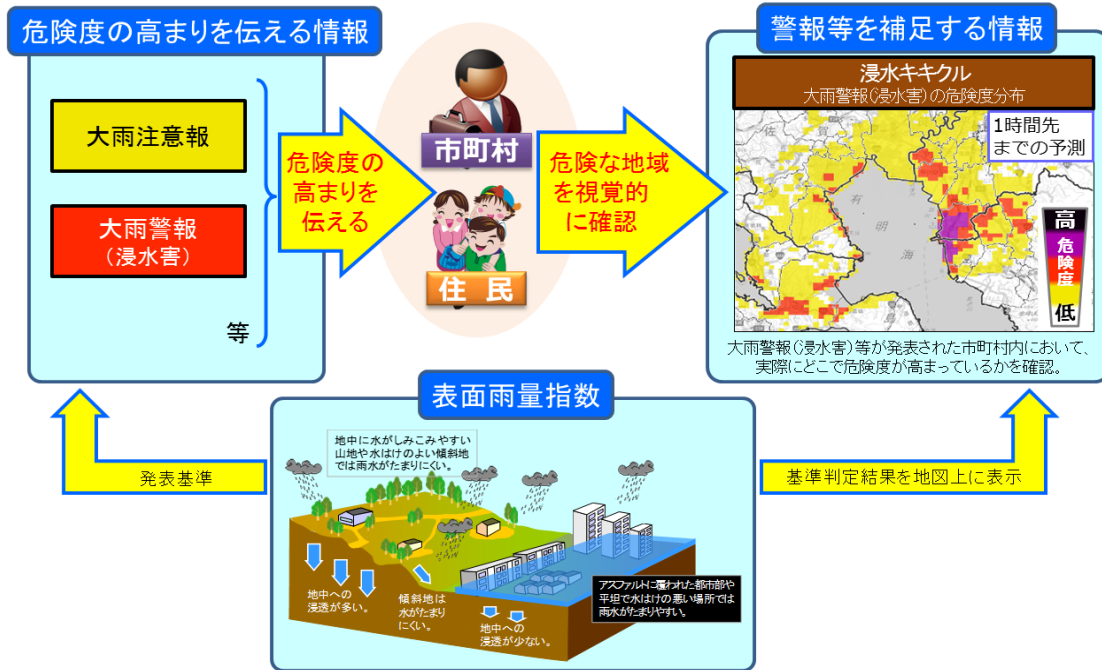
「災害切迫」（黒）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。

「気象庁ホームページより」

	色が持つ意味	住民等の行動の例※	想定される周囲の状況例
(黒色)	災害切迫 大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準に実況で到達	(立退き避難がかって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保！ 【警戒レベル5相当】	重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
(紫色)	<b>危険</b> 1時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想	周囲の状況を確認し、 <b>各自の判断で、屋内の浸水が及ばない階に移動</b> する。	道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響が出るおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
(赤色)	<b>警戒</b> 1時間先までに警報基準に到達すると予想	<b>安全確保行動をとる準備</b> が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。	側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
(黄色)	<b>注意</b> 1時間先までに注意報基準に到達すると予想	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、 <b>各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。</b>	周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が、床下まで水に浸かるおそれがある。
(無色)	<b>今後の情報等に留意</b>	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。	普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。

※ 浸水キキクルに関わらず、自治体から避難警報が発令された場合や下水道管理者から氾濫危険警報等が発表された場合には速やかに避難行動をとること。

大雨警報(浸水害)を改善するための表面雨量指数の導入  
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)の提供



○「表面雨量指数」を用いたキキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

気象庁では、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを把握するため「表面雨量指数」を開発した。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が地表面に溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。

表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配など、その土地がもつ雨水の溜まりやすさの特徴を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

ただし、表面雨量指数は、降った雪が積雪として地表に蓄えられる過程やこれが融けて地表面に溜まったり地中にしみ込む過程は考慮していないため、降雪時・融雪時は浸水害リスクの高まりを正確に表現できていない場合がある。

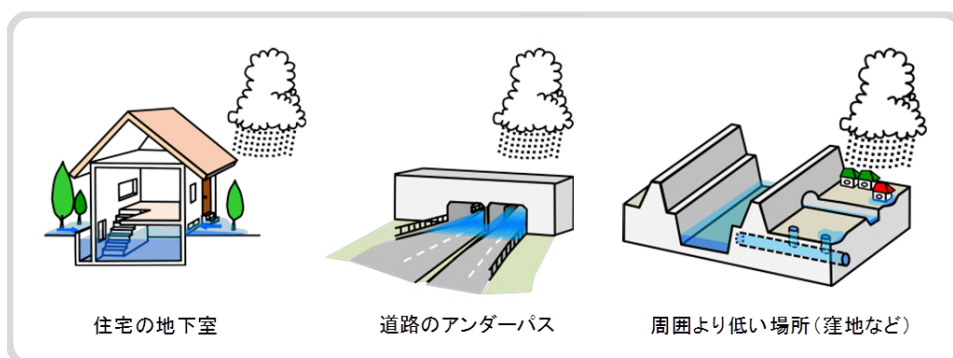
表面雨量指数は、値が大きいほど浸水害リスクが高まることを示す相対的な指標であり、重大な浸水害のおそれがあるかどうか等を判断するには、これだけでは十分ではない。

そこで、過去の浸水害発生時の表面雨量指数を 20 年分以上にわたって網羅的に調査することで、「表面雨量指数がこの数値を超えると重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない」という数値を大雨警報（浸水害）の基準として設定するなど、危険度を段階的に判断するための基準を設定している。

キキクル（大雨警報（浸水害））の危険度分布は、表面雨量指数の 1 時間先までの予測値が「注意報基準未満の場合」、「注意報基準以上となる場合」、「警報基準以上となる場合」、「警報基準を大きく超過した基準以上となる場合」及び、表面雨量指数の実況値が「警報基準を大きく超過した基準以上となった場合」の 5 段階で色分けして、短時間強雨による浸水害発生の危険度を分布として表示している。

浸水害発生に深く関係する下水道や排水ポンプ等のインフラの整備状況の違いは、浸水害の頻度や規模として現れるので、インフラ整備後の浸水害発生履歴データに基づき基準を設定することで、これらの違いも一定程度反映することができる。最新の浸水害発生履歴データを用いて基準の見直しを定期的実施し、的確な大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表やキキクル（大雨警報（浸水害））の危険度分布）の提供に努めているとしている。

## 浸水で命に危険が及ぶおそれがある場所



### (3) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

「災害切迫」（黒）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。

「危険」（紫）は、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

「警戒」（赤）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」（赤色）が出現した時点で「避難準備・高齢者等避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「危険」（紫色）が出現した時点で「避難指示」を発令することが基本となる。

「気象庁ホームページより」

	色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※1・2	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
(黒色)	<b>災害切迫</b> 大雨特別警報(浸水害)の指標に用いる基準に実況で到達	重大な洪水災害が切迫。 洪水災害が <u>すでに発生している可能性が高い状況</u> 。	(立退き避難がかえって危険な場合) <b>命の危険</b> <b>直ちに身の安全を確保！</b>	<b>緊急安全確保※5</b>	<b>5相当</b>
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~					
(紫色)	危険 3時間先までに警戒基準を大きく超過した基準に到達すると予想	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後 <u>氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況</u> 。	水位が一定の水位を超えている場合には、 安全な場所へ避難する。※3	避難指示	4相当
(赤色)	警戒 3時間先までに警戒基準に到達すると予想	洪水災害への警戒が必要な状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、 高齢者等は安全な場所へ避難する。※4 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
(黄色)	注意 3時間先までに注意基準に到達すると予想	洪水災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
(水色)	今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※1 洪水キキクルに関わらず、自治体から避難勧告が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合には速やか避難行動をとる。

※2 洪水予報河川の洪水氾濫については、洪水キキクルではなく、河川管理者と気象庁が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難情報が発令されるため、それに留意し、適切な避難行動を心がけること。

※3 洪水予報河川・水位周知河川以外で水位を観測していない河川においては、現地情報を活用した上で、洪水キキクル（紫）を参考に安全な場所へ避難する。

※4 洪水予報河川・水位周知河川以外で水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（赤）を参考に高齢者等は安全な場所へ避難する。

※5 災害が発生・切迫している状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

なお、福島市では、4－2－4避難に関する防災情報として、警戒レベルから見る住民がとるべき行動と情報として記述しています。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として[高]、[中]の2段階で発表しています。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいので、可能性が高いことを表す[高]だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]も発表しています。

大雨、高潮に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

5日先までの早期注意情報（警報級の可能性）

〇〇県南部の早期注意情報（警報級の可能性）

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

〇〇県南部 警報級の可能性	3日	4日				5日	6日	7日	8日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24				
大雨	[中]	—	—	—	—	—	—	[中]	—
暴風	—	—	[高]	[高]	[高]	—	[中]	[高]	—
波浪	—	—	[高]	[高]	[高]	—	[中]	[高]	—
高潮	—	—	[高]	[高]	[高]	—	[中]	[高]	—

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。

[中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

※警戒レベルとの関係
早期注意情報(警報級の可能性)・・・【警戒レベル1】
* 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

翌日まで

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

翌日までの「早期注意情報（警報級の可能性）」は、定時の天気予報の発表（毎日 05 時、11 時、17 時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位（〇〇県南部など）で発表しています。また、2 日先から 5 日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」は、週間天気予報の発表（毎日 11 時、17 時）に合わせて、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（〇〇県など）で発表しています。これらは、雨、雪、風、波を対象に発表しています。

① 2 日先から 5 日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」

2 日先から 5 日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」は、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象です。

[高] や [中] が発表されたときは、心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意するようにしてください。

② 翌日までの「早期注意情報（警報級の可能性）」

翌日までの期間の「早期注意情報（警報級の可能性）」は、積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象です。

【中】が発表されたときは、可能性は高くはありませんが、命に危険が及ぶような警報級の現象となり得ることを表しています。これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、深夜などに天気が急変して突然警報が発表されても、あわてずに対応できるよう、あらかじめ心構えだけは高めておいていただく、といった活用が考えられます。

【高】が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、「警報に切り替える可能性が高い注意報」や「予告的な府県気象情報」がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認するようにしてください。

また、大雨、高潮に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

なお、【高】や【中】が発表されていないくても、天候の急激な変化に伴って警報発表となる場合がありますので、警報発表時の対応を普段から考えておくことが大切です。

早期注意情報（警報級の可能性）の【高】及び【中】の利活用のイメージ

	翌日まで 積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。	2日先から5日先まで 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に 伴う大雨等が主な対象。
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
【高】 対象区域内の いずれかの市町村で 警報発表中、又は、 警報を発表する ような現象発生 の <u>可能性が高い状況</u> 。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【高】が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、 <u>「警報に切り替える可能性が高い注意報」</u> や <u>「予告的な府県気象情報」</u> 等がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような <u>警報級の現象が予想される詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認してください。</u>	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の【高】や【中】が発表されたときは、 <u>心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意するようにしてください。</u>
【中】 【高】ほど可能性は 高くはないが、 対象区域内の いずれかの市町村で 警報を発表する ような現象発生 の <u>可能性がある状況</u> 。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【中】が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、 <u>深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておくようにしてください。</u>	

↑
【高】の方が【中】よりも空振りが少ない。

←「翌日まで」の方が「2日先から5日先まで」よりも見逃しが少ない。

※ 大雨、高潮に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。
(内閣府「避難情報に関するガイドライン」P27の内容に基づき整理)

「警報級の可能性」の都道府県・市町村における活用方法の具体例

週末に警報級の可能性[中]となるケース

種別	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24				
大雨	-	[中]	[中]	-	-	-
大雪	-	-	-	-	-	-
暴風(暴風雪)	-	-	-	-	-	-
波状	-	-	-	-	-	-



- ・ 遠出を控えるなど、職員が心構えを持つことができた。
- ・ 警報が発表される可能性が高いはないが、警報が発表されるかもしれない、という危機意識をもつことができた。
- ・ 警報発表時に円滑な対応ができるよう、当直の職員に情報提供をした。
- ・ 休日でもスムーズに参加できるよう、担当職員の所在を確認した。

翌日早朝に警報級の可能性[中]となるケース

種別	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24				
大雨	[中]	-	-	-	-	-
大雪	-	-	-	-	-	-
暴風(暴風雪)	-	-	-	-	-	-
波状	-	-	-	-	-	-



- ・ 担当職員に対し、退庁後の自宅待機を促したため、警報発表時に体制を迅速に整えることができた。
- ・ 勤務時間内に庁内放送を実施し、夜間でもすぐに職員が参集できるようにした。
- ・ 気象情報を収集していたところで警報が発表されたので、円滑に対応できた。
- ・ 夜間の登庁方法を考えておく等、警報発表に備えることができた。

次の日に警報級の可能性[高]となるケース

種別	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24				
大雨	-	[高]	-	-	-	-
大雪	-	-	-	-	-	-
暴風(暴風雪)	-	[高]	-	-	-	-
波状	-	[高]	-	-	-	-

「高」のときは、気象警報等で詳細な時間帯などを確認する。

気象
警報等

〇〇県
気象情報



- ・ 避難準備・高齢者等避難開始を発令するタイミングの目安になった。
- ・ 警報発表前に避難場所開設の準備を行うことができた。
- ・ 台風接近時の離島への職員派遣の判断の参考になった。
- ・ 台風接近時に、防災行政無線や防災メールで特に注意すべき時間帯を住民に周知する参考になった。
- ・ 資機材の事前準備や確認のきっかけになった。
- ・ 行事、イベント中止の判断の参考になった。
- ・ 小中学校の休校や公共施設の閉鎖などの判断の参考になった。

「早期注意情報（警報級の可能性）」の都道府県・市町村における活用方法の具体例

台風の大きさと強さ

1 台風とは

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋（赤道より北で東経180度より西の領域）または南シナ海に存在し、低気圧域内の最大風速（10分間平均）がおよそ17m／秒（風力8）以上のものを「台風」と呼びます。

台風は上空の風に流されて動き、また地球の自転の影響で北へ向かう性質を持っています。そのため、通常東風が吹いている低緯度では台風は西へ流されながら次第に北上し、上空で強い西風（偏西風）が吹いている中・高緯度に来ると台風は速い速度で北東へ進みます。

台風は海面水温が熱帯よりも低い日本付近に来ると海からの水蒸気の供給が減少し、さらに北からの寒気の影響が加わり、台風本来の性質を失って寒気と暖気の境である前線を伴う「温帯低気圧」に変わります。この時、中心付近では多くの場合最大風速のピークは過ぎていますが、強い風の範囲は広がるため低気圧の中心から離れた場所で大きな災害が発生したり、寒気の影響を受けて再発達して災害が発生することもあります。

また、台風がそのまま衰えて「熱帯低気圧」に変わる場合もありますが、この場合は最大風速が17m／秒未満になっただけであり、強い雨が降ることがありますので、「温帯低気圧」、「熱帯低気圧」いずれの場合も消滅するまで注意が必要です。

2 台風の大きさの階級

階 級	風速 15m／秒以上の強風域の半径
大型（大きい）	500 km～800 km未満
超大型（非常に大きい）	800 km以上

3 台風の強さの階級

階 級	最 大 風 速
強い	33m／秒～44m／秒未満
非常に強い	44m／秒～54m／秒未満
猛烈な	54m／秒以上

雨の強さと降り方

(平成12年8月作成・平成14年1月一部改正・平成29年3月一部改正・平成29年9月一部改正後)

1 時間雨量（mm）	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内（木造住宅を想定）	屋外の様子	車に乗っていて
10 以上～20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20 以上～30 未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気づく		
30 以上～50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じ、ブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）
50 以上～80 未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	傘は全く役に立たない		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 警戒レベル4相当の状況で、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

資料4-2-3

風の強さと吹き方

(平成12年8月作成・平成14年1月一部改正・平成19年4月一部改正・平成25年3月一部改正・平成29年9月一部改正後)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平に なり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるもの がある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていなくて 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始 める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するもの がある。 固定されていないプレハブ小屋が 移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。	50
	35以上 40未満	～140km					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	
	40以上	140km～						60

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

避難に関する防災情報

(危機管理室)

近年、全国各地で大きな水害や土砂災害が発生している。

甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風19号）を踏まえ、災害対策基本法の一部改正により避難勧告が廃止され、避難指示に一本化された。

警戒レベル3では、避難に時間がかかる高齢者などは避難開始、警戒レベル4では、速やかに全員が避難する。避難情報は、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、市ホームページ、メール、SNS、屋外スピーカー、戸別受信機、スマートフォンアプリなどで発信する。

■警戒レベルから見る住民が取るべき行動と情報

※	住民が取るべき行動	市が発令する 避難情報	気象庁などが発表する 気象情報（例）
警戒レベル5	既に災害が発生・切迫している状況。 命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報 など
警戒レベル4 （全員避難）	速やかに危険な場所から避難 （公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難）	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など
警戒レベル3 （高齢者などは 避難）	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児など）とその支援者は避難。 その他の人は、避難の準備を整える	高齢者等避難	大雨・洪水警報 氾濫警戒情報 など
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどで、自らの避難行動を確認	—	大雨注意報 洪水注意報 など
警戒レベル1	災害への心構えを高める	—	早期注意情報

※各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らない。

Q&A

Q1. 気象庁などから気象情報は出ているけど、市から避難情報が出ていないときはどうするのか。

A1. 市ではさまざまな情報を基に、避難判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。ただし、警戒レベル3以上になれば危険が差し迫っている情報ですので、自らの命は自らが守る意識を持って、適切な避難行動をとって下さい。

Q2. 避難勧告が廃止されたが、避難開始の考え方が変わったのか。

A2. 避難指示はこれまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。これからは、警戒レベル4「避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

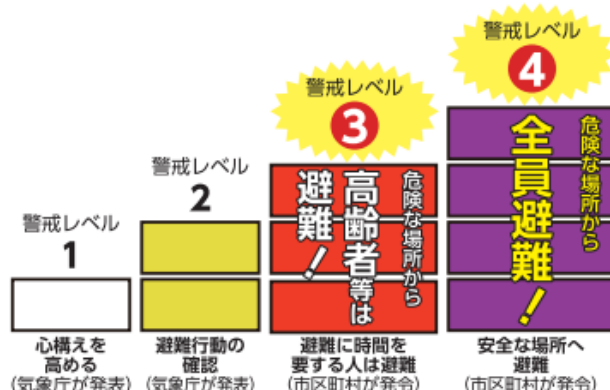
！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

❗ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

❗ 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者等は避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

❗ 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

❗ 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含まれています。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

❗ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

(内閣府ホームページより)

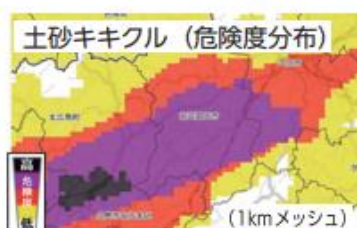
国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

■ キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

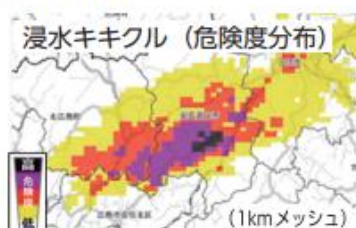
気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報[※]が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。紫の段階では、既に災害のおそれが高まっている状況です。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

キキクル 検索



崖・溪流の近くは危険



低地は危険



河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(市)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当 氾濫注意情報	—
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当 —	—

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

(内閣府ホームページより)

## 噴火警報等

### 1 気象警報等

活火山である吾妻山、安達太良山について、仙台管区気象台が発表する噴火警報等の主な種類は、以下のとおりである。

#### (1) 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

#### (2) 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

#### (3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等がとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標である。

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

#### (4) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

#### (5) 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある場合等に、火山

活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

## (6) 降灰予報

### ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

### イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生5～10分程度で発表。
- ・噴火から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。  
※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

### ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。  
※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

## (7) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区气象台）が発表する。

## (8) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報として、気象庁及び仙台管区气象台は、次の情報等を発表する。

### ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

## イ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

## ウ 噴火に関する火山観測報

## 2 伝達気象官署

噴火警報等は、仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。

## 3 噴火警戒レベル

### (1) 噴火警戒レベルの区分

種別	名 称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード			説明		
						火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あること に留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

注1：住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注2：避難・高齢者等避難や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められています。ただし、火山活動の状況によっては、具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがあります。

注3：表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域（想定火口域）を意味します。あらかじめ噴火場所（地域）を特定できない伊豆東部火山群等では「地震活動域」を想定火口域として対応します。

注4：火山別の噴火警戒レベルのリーフレットには、「大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等が居住地域まで到達するような大きな噴火が切迫または発生」（噴火警戒レベル5の場合）等、レベルごとの想定される現象の例を示しています。

(2) 吾妻山の噴火警戒レベル表

令和元年9月25日改定

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	●火口から概ね4 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 <b>過去事例</b> 1893年の噴火：噴石が火口から約1.5 kmまで飛散
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。特定地域の避難等が必要。	●火口から概ね1.5 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 <b>過去事例</b> 2014年～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1977年の噴火：火口周辺に降灰 1966年の活動：身体に感じる地震を含む地震活動の活発化 1950年の噴火：噴石が火口から約1.2 kmまで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口周辺への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要。	●火山活動は静穏。 ●状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

- ・特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
- ・融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。
- ・ここでいう火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」（大穴火口と燕沢火口列）をいう。
- ・吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを火山防災協議会で設定する。

(3) 安達太良山の噴火警戒レベル表

令和元年9月25日改定

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。     ●融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。       <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	●火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。     ●融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。       <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	●火口から概ね2.5 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。       <b>過去事例</b> 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	●火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。       <b>過去事例</b> 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。     ●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。       <b>過去事例</b> 1996年9月：噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

- ・ 特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
- ・ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

## 被害の認定基準

内閣府「災害の被害認定基準について」

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む相当規模の補修が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

# 被害報告に使用する用語の定義 参考：消防庁「災害報告書取扱要領」から抜粋（一部修正）

用 語		定 義
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建築物をいう。ただし、神社、仏閣等の施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	たとえば、庁舎、学習センター、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

用 語	定 義
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
公立土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
その他の公立施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、学習センター、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
田の流出・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流出・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

用 語	定 義
水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
公 共 施 設 被 害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものの及び流失し、所在が不明になったものの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

## 防災関係機関ファクシミリ番号

(危機管理室・管財課・広聴広報課)

名 称	NTT 回線 市外局番 024	県防災行政無線	名 称	NTT 回線 市外局番 024	県防災行政無線
【福島県】 危機管理部 (災害対策課)	521-7920	(地) 811-201-7581 (衛) 810-201-7581	【福島市】 危機管理室 (防災用) (県一斉用)	536-4370	(地) 811-240-10 (衛) 810-240-10
県北地方振興局 (県民生活課)	521-2855	(地) 811-201-7562 (衛) 810-201-7562	市民税課	528-2480	
県北建設事務所	521-2849	(地) 811-201-7552 (衛) 810-201-7552	広聴広報課	536-9828	
県北農林事務所	521-2850		市民課	528-2476	
【防災関係機関】 (防災用 F A X 設置機関)	TEL	(地)	国保年金課	528-2478	
自衛隊福島駐屯地 (第 44 普通科連隊第 3 科)	593-1212 (内 207)に確認	811-280-10	学校教育課	528-2481	
福島地方気象台	534-9049	( // )	渡利支所	528-2483	
N H K 福島放送局	522-2639	811-290-10 ( // )	杉妻支所	544-2818	
ラジオ福島	535-3451	811-283-10 ( // )	蓬萊支所	547-2817	
福島テレビ	536-8090	811-285-10 ( // )	清水支所	555-2209	
福島中央テレビ (郡山)	024-932-6625	811-284-10 ( // )	東部支所	528-2485	
福島放送 (郡山)	024-934-0503	811-382-10 ( // )	// 大波出張所	588-1055	
テレビユー福島	531-2237	811-381-10 ( // )	北信支所	552-2477	
日本赤十字社 福島県支部	545-7923	811-286-10 ( // )	吉井田支所	544-2820	
エフエム福島 (郡山)	024-991-9100	811-282-10 ( // )	西支所	594-2118	
福島コミュニティ放送	522-9922	811-383-10	土湯温泉町支所	594-5616	
			信陵支所	555-2227	
			立子山支所	561-5815	
			飯坂支所	541-2208	
			茂庭出張所	571-7721	
			松川支所	537-2298	
			信夫支所	544-2822	
			吾妻支所	526-3507	
			飯野支所	561-2082	
			消防本部	534-0310	(地) 811-270-10 (衛) 810-270-10
			水道総務課	535-1133	

(凡例) (地) …地上系、(衛) …衛星系

(衛星回線使用上の留意点)

市の内線電話から使用するときは、最初に「16」を押し、続いて上記の番号を押し。

## 福島市学校給食センター

(教育施設管理課)

名 称	所 在 地	電 話 市外局番 024	備 考
福島市西部学校給食センター	上名倉字下田 24	593-1083	(供給能力) 3,700 食
// 北部学校給食センター	飯坂町平野字丸山 12-5	542-3232	( // ) 3,800 食
// 南部学校給食センター	松川町字土腐 16-1	567-5033	( // ) 3,300 食
// 東部学校給食センター	岡部字根深 5-1	534-5741	( // ) 3,500 食

## 応急救援物資備蓄事業概況

(令和6年4月1日現在)

令和7年人口推移の264,048人に、平成19年の防災アセスメント（福島盆地西縁断層帯地震）による避難率（12.81%）を乗じた数を基準備蓄数として備蓄する。

【備蓄食料目標数】 102,000食

人口推移（令和7年）：264,048人 × 12.81%（避難率） = 33,825人（≒34,000避難者数）  
 34,000人 × 1日分（3食） = 102,000食

## 1. 備蓄食料

(単位：食)

	合計	アルファ 米	アルファ米 (おかゆ)	スーパー バランス	ライス クッキー	保存用 ビスコ	粉ミルク (内アレルギー完全除去ミルク)	液体 ミルク
備蓄数	106,328	41,360	13,560	15,680	35,356	180	120 (120)	72

※飯坂備蓄倉庫、NCVふくしまアリーナ備蓄倉庫、道の駅ふくしま防災備蓄倉庫、まちなか広場防災備蓄倉庫、入江町防災倉庫及び各支所等に分散備蓄

※アルファ米についてはアレルギー物質28品目不使用、ライスクッキーについては、アレルギー物質27品目不使用（アーモンド以外）

（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド）

## 2. 備蓄品

(単位：個)

	毛布	ひなん ルーム	簡易トイレ (内バリアフリートイレ)	トイレ用 処理剤	子ども用 おむつ	介護用 おむつ	生理用品	飲料水袋
備蓄数	7,256	2,908	203 (2)	15,900	3,838	1,038	5,882	2,400

※備蓄倉庫や各支所等に分散備蓄

## 福島市水道事業の内容

(経営企画課)

(令和6年3月31日現在)

名 称	給 水 区 域	給水人口	施設能力	水 源 施 設
福島市 上水道事業	中央地区、渡利地区、小倉寺地区、郷野目地区、鳥谷野地区、太平寺地区、黒岩地区、伏拝地区、森合地区、泉地区、御山地区、南沢又地区、北沢又地区、岡部地区、山口地区、岡島地区、本内地区、丸子地区、鎌田地区、瀬上町地区、宮代地区、下飯坂地区、沖高地区、北矢野目地区、南矢野目地区、笹谷地区、大笹生地区、方木田地区、吉倉地区、八木田地区、仁井田地区、佐倉下地区、上名倉地区、佐原地区、荒井地区、大波地区、立子山地区、蓬萊町地区、清水町地区、田沢地区、飯坂町地区、飯坂町平野地区、飯坂町中野地区、飯坂町湯野地区、飯坂町東湯野地区、松川町地区、松川町関谷地区、松川町浅川地区、松川町金沢地区、松川町水原地区、松川町沼袋地区、松川町下川崎地区、永井川地区、大森地区、成川地区、下鳥渡地区、上鳥渡地区、山田地区、小田地区、平石地区、笹木野地区、上野寺地区、下野寺地区、東中央一丁目地区、東中央二丁目地区、東中央三丁目地区、西中央一丁目地区、西中央二丁目地区、西中央三丁目地区、西中央四丁目地区、西中央五丁目地区、南中央一丁目地区、南中央二丁目地区、南中央三丁目地区、南中央四丁目地区、北中央一丁目地区、北中央二丁目地区、北中央三丁目地区、八島田地区、町庭坂地区、二子塚地区、在庭坂地区、土船地区、庄野地区、桜本地区、飯野町地区、飯野町青木地区、飯野町大久保地区、飯野町明治地区	266,194 人	110,900 m ³ /d	福島地方水道用水供給企業団からの受水
				横塚水源地 (予備水源 620 m ³ /d) 荒井字横塚 24-13
	土湯地区	292 人	400 m ³ /d	鷲倉山水源地 土湯温泉町字鷲倉山国有林 37 林班い小班
	高湯地区	68 人	440 m ³ /d	神ノ森浄水場 町庭坂字神ノ森 1-1
	茂庭地区	305 人	280 m ³ /d	茂庭焼松山浄水場 飯坂町茂庭字焼松山 5-3

## 水道局保有車両一覧（車種別）

（水道総務課）

（令和6年9月1日現在）

No.	車 種	台 数	備 考
1	普 通 乗 用 車	1	
2	小 型 乗 用 車	1	
3	軽 乗 用 車	1	
4	軽 貨 物 車	17	
5	小 型 貨 物 車	16	バン型 12 台、箱型 4 台
6	小型貨物車（トラック）	1	最大積載量 1.5 t
7	給 水 タ ン ク 車	4	タンク容量 2.0 m ³ 3 台、1.8 m ³ 1 台
8	公 共 応 急 作 業 車	2	赤色灯付
計		43	

## 給水器具

(給水課・消防本部警防課・危機管理室)

○市水道局所有のもの

(令和6年9月1日現在)

器 具 名	規 格	保管場所	数 量	備 考
給 水 タ ン ク 車	2 m ³ 積載	施設管理センター	3 台	揚程 25m
	1.8 m ³ 積載		1 台	揚程 25m
計			4 台	
給 水 タ ン ク	1 m ³ 入	中央部受水池	23 基	アルミ 22 基、ステンレス 1 基
計			23 基	
組 立 式 タ ン ク	1 m ³ 入	中央部受水池倉庫	1 基	
計			1 基	
ポ リ 容 器	20 ㍓入	清水町倉庫	49 個	
	10 ㍓入		14 個	
計			63 個	
ウォーターバルーン	1.5 m ³ 入	中央部受水池倉庫	3 袋	
	1 m ³ 入		7 袋	
計			10 袋	
非常用飲料水容器 (ウォーターパック)	背負式 6 ㍓入	平和通り防災倉庫（南）	1,000 枚	
		施設管理センター	1,600 枚	
		清水町倉庫	15,800 枚	
計			18,400 枚	
貯水タンク	200 ㍓	中央部受水池倉庫	3 基	
		各支所・出張所	18 基	
計			21 基	

○市・自衛隊所有のもの

(令和6年3月31日現在)

器 具 名	規 格	所有者名	数 量	備 考
水 槽 車	10 m ³ 積載	市消防署	1 台	
計			1 台	
給 水 タ ン ク	1 m ³ 入	自衛隊福島駐屯地	11 基	
計			11 基	

○その他の給水装置等

・ 平和通り飲料水兼用耐震貯水槽

規 格	所 管	数 量	備 考
緊急遮断弁方式 （圧力感知式…圧力が低下すると遮断弁が作動） 貯水槽本体容量 200m ³ ダグタイル鋳鉄管φ1,200 mm L =181.4m 連絡管          ダグタイル鋳鉄管φ800～300 mm L =25.3m 緊急遮断弁室  R C造	危機管理室	1 基	本町地内国道 13 号 平和通り地下に設置 （エンジンポンプ 2 台、 手動ポンプ 2 台含む。）

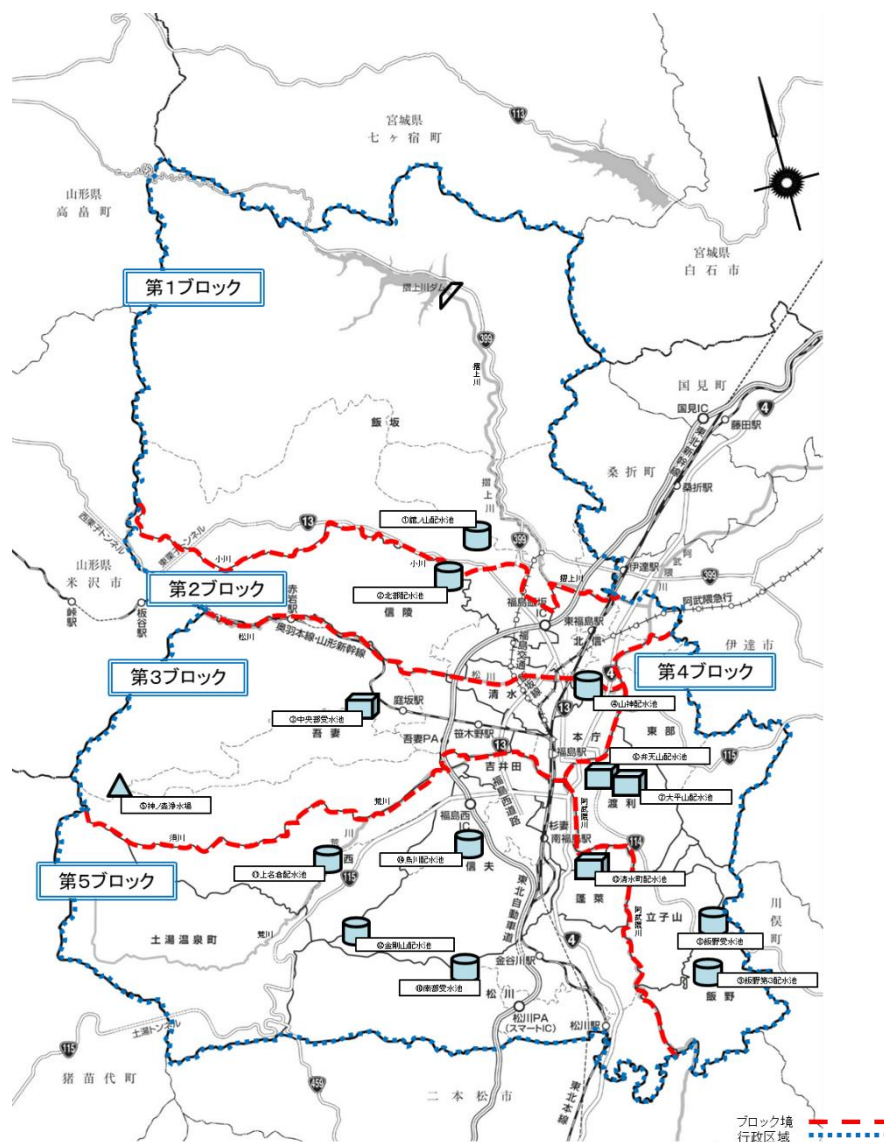
・ 道の駅ふくしま飲料水兼用耐震貯水槽

（令和 3 年 1 2 月 1 日設置）

規 格	所 管	数 量	備 考
緊急遮断弁方式 （圧力感知式…圧力が低下すると遮断弁が作動） 貯水槽本体容量 40m ³ （地下型飲料水貯留槽） ss400（内部仕切壁 sus304）φ2,600 mm L =8.7m	危機管理室	1 基	大笹生字月崎 1 番地の 1 市地域振興施設道の駅 に設置

## 非常用給水ブロック・給水拠点

(経営企画課)



ブロック	No.	給 水 拠 点	対 象 区 域	対象人口	応急給水量
第1ブロック	①	館ノ山配水池	小川左岸より北部の地域	約 10,800 人	40 m ³ /日
第2ブロック	②	北部配水池	小川右岸と松川左岸の間でかつ阿武隈川左岸の地域	約 65,900 人	200 m ³ /日
第3ブロック	③	中央部受水池	松川右岸と須川左岸、荒川左岸の間でかつ阿武隈川左岸の地域	約 85,500 人	260 m ³ /日
	④	山神配水池			
	⑤	神ノ森浄水場			
第4ブロック	⑥	弁天山配水池	阿武隈川右岸の地域	約 31,300 人	100 m ³ /日
	⑦	大平山配水池			
	⑧	飯野受水池			
	⑨	飯野第3配水池			
第5ブロック	⑩	南部受水池	須川右岸、荒川右岸から阿武隈川左岸の間の地域	約 79,200 人	240 m ³ /日
	⑪	上名倉配水池			
	⑫	金剛山配水池			
	⑬	清水町配水池			
	⑭	鳥川配水池			

## 病院・医院一覧

(保健総務課)

東北厚生局ホームページ保険医療機関一覧表より (一部改) 2024. 9. 2 現在

地区名	名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備考
福島第一小区域	大 原 綜 合 病 院	内、呼内、循、アレ、リウ、 脳内、小、外、脳外、 耳い、消化器内科、消 化器外科、眼、産婦、 心内、精、整外、麻、 歯、歯外、リハ、放、形外、 小外、心外、呼外、ひ、 皮、病理、腎臓内科、 乳腺外科、頭頸部外科、 糖尿病内分泌内科	福島市上町 6-1	526-0300	
	明 治 病 院	産婦、小	// 北町 2-40	521-0805	
	泌尿器科・皮膚科・内科 北町丹治医院	皮、ひ、内	// 北町 3-39	522-5911	
	し お や 眼 科	眼	// 置賜町 5-26	521-8710	
	本町こころとからだクリニック	心内、精、内	// 本町 5-19	521-2262	
	石橋脳神経外科クリニック	脳外、内、神内、リハ	// 栄町 6-6 福島セントランドビル 2F	523-0360	
	文化通やぎうちクリニック	精、心内、内、神、 児童精	// 新町 3-30	522-7733	
	ク リ ニ ッ ク 2 1	内、消	// 栄町 6-6 ユニックスビル 2F	521-5581	
	福 島 寿 光 会 病 院	内、循、消、リハ、 心臓血管外科	// 北町 1-40	521-1370	
	アートクリニック産婦人科	産婦	// 栄町 6-1 エスタビル 12F	523-1132	
	あずま通りクリニック	精、内、心内	// 栄町 1-28 松ヶ丘ビル	523-4440	
	西口ハートクリニック	精、内、心内	// 栄町 1-1 福島パワー シティピボット 1F	573-8651	
	みずの内科クリニック	内、循、胃、呼	// 新町 8-4 プレスビル 1F	526-4855	
	石 井 外 科 皮 フ 科	内、外、整外、皮、ひ、 麻、こう	// 上町 4-34	522-4987	
	福 島 ア イ ク リ ニ ッ ク	眼	// 栄町 1-1 エスパル福島 5F	521-2050	
	福島セントラルクリニック	内、外、消化器内科、婦、 腎臓内科、透内	// 早稲町 8-22	522-7701	
	福島市夜間休日急病センター	内、外、小	// 上町 5-6 上町テラスビル 2F	525-7672	
	アイケアクリニック福島院	眼	// 栄町 1-35 福島キャピタル フロントビル 7F7-7	526-0006	

地区名	名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備考
福島第二小区域	菊池クリニック	内、胃腸内科、小、外	福島市花園町 7-31	535-4091	
	村上耳鼻咽喉科医院	耳い	// 松木町 1-23	534-3387	
	さとう内科医院	内、消、循	// 豊田町 4-12	523-4511	
	児玉胃腸科内科	内、胃	// 浜田町 7-27	533-6622	
	八子医院	外、内、胃、こう、整外	// 桜木町 1-27	534-4850	
	安斎外科胃腸科医院	内、外、整外、漢方内科、 消化器内科	// 北五老内町 3-22	535-3353	
	丸子眼科医院	眼	// 仲間町 3-30	522-4731	
	土屋眼科医院	眼	// 北五老内町 6-6	534-0151	
	さくま内科クリニック	内、呼内、消化器内科	// 山下町 4-11	525-2700	
	渡辺政行整形外科クリニック	整外、リハ、リウ、内、 ペイン整外	// 北五老内町 6-16	529-7655	
福島第三小区域	新浜町脳神経外科・内科クリニック	脳外、内、リハ	// 新浜町 2-16 レーベン福島ザミッドタワー	573-2292	
	福島赤十字病院	内、糖尿病・代謝内科、 呼内、小、循環器内科、 消化器内科、脳内、精、 外、心外、呼外、整外、 脳外、皮、形外、ひ、 産婦、眼、耳い、放、麻、 リハ、救急科、病理、リウ	福島市八島町 7-7	534-6101	
	おがたクリニック	内、外、胃、こう	// 矢倉下 10-1	526-2626	
	君島乳腺クリニック	乳外	// 松浪町 2-8	528-8511	
	一陽会病院	精、内、心内	// 八島町 15-27	534-6715	
	大原こどもクリニック	小	// 春日町 12-32	536-9598	
	八子胃腸科内科クリニック	内、胃	// 八島町 2-3	533-1215	
	久津医院	内、外、消化器内科、こう、整外、小	// 入江町 13-3	525-4561	
	うめつLS内科クリニック	内、循環器内科、糖尿病 内科	// 松浪町 2-31	536-5225	
	ひがしはまクリニック	循環器内科、内	// 東浜町 10-16	563-1366	
福島第四小区域	すやま小児科	小、内	福島市御山町 6-29	534-3018	
	小関小児科医院	小	// 万世町 5-37	522-2908	
	佐藤医院	内、リウ、アレ、リハ、胃、 呼、循	// 陣場町 1-8	522-2489	
	なかむら外科内科クリニック	内、外、乳線外科、胃腸内科、 整外、皮、大腸・肛門外科、 甲状腺内科、内視鏡内科	// 宮下町 15-18	535-7518	
	くさの耳鼻咽喉科クリニック	耳い、アレ	// 天神町 2-18	531-9333	
	さとう胃腸科クリニック	外、内、胃、整外、こう	// 森合町 2-21	536-0133	
	皮フ科たんじクリニック	皮	// 天神町 15-10	531-5725	
	佐久間内科	内	// 陣場町 4-8	521-1800	
	新妻産婦人科	小、産、婦、美外	// 陣場町 9-18	533-1103	

地区名	名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備考
	たに内科・糖尿病内科クリニック	内、循環器内科、糖尿病 内科、内分泌内科	福島市天神町 1-2	572-5736	
	しいの木おうちクリニック	内、外、小外、アレ、小、 疼緩内	// 天神町 16-7	573-0010	
	福島県精神保健福祉センター	精、神	// 御山町 8-30	535-3556	
清明 小学区	ARCクリニックよしだ整形外科	整外、リハ、リウ、内、アレ	福島市早稲町 4-16 ラヴィバレー番丁1F	522-0321	
	大槻スリープクリニック	麻、内、呼内、循環器内科	// 早稲町 4-1 SleepOne ビル 2F	526-0084	
三 河 台 小 区 域	呉竹産婦人科麻酔科医院	麻、産婦、内、小、外、放	福島市野田町四丁目 8-21	531-5900	
	三河台内科クリニック	内、胃、消、アレ	// 野田町二丁目 4-19	534-7832	
	いがらしキッズクリニック	小、アレ	// 三河南町 1-15	563-7686	
	のだまち胃と腸のクリニック	内、消、アレ	// 野田町六丁目 2-39	563-7872	
	須 川 診 療 所	内、放、神内、胃、循、 リハ、呼	// 野田町一丁目12-72	531-6311	
	都 小 児 科 医 院	小	// 東中央一丁目 9	535-2660	
	西口クリニック婦人科	婦	// 三河南町 10-5	525-6388	
	ほりこし心身クリニック	心内、内、精、リハ	// 三河南町 7-17	525-3151	
	横 田 泌 尿 器 科	ひ	// 野田町六丁目6-13	533-9388	
	やすた耳鼻咽喉科クリニック	耳い	// 東中央二丁目3-9	525-7565	
	岩 谷 医 院	循環器内科、内、心外	// 太田町 17-27 ラ・シェール追分 1F	528-7770	
	ひろやまメンタルクリニック	心内、内、精	// 三河南町 1-15 1F	529-7731	
	ふくしま共同診療所	内、循環器内科、リウ	// 太田町 20-7 博愛ビル 1F	573-9335	
	堀 切 眼 科	眼	// 太田町 8-17	563-1504	
森 合 小 区 域	森 合 く に い 内 科	内、循	福島市森合字高野 1-12	555-1881	
	やご内科リウマチクリニック	整外、リハ、内、リウ	// 森合字屋敷下 36-2	558-8585	
	おおひら内科クリニック	内、消化器内科、肝臓内科	// 森合字台 15-1	534-6336	
	福島腎泌尿器クリニック	ひ、内	// 森合字屋敷下 36-1	557-1815	
	まゆみ整形外科クリニック	整外、リウ、リハ	// 森合字上森合 6-1	555-6261	
	こんの内科クリニック	内、消化器内科、循環器 内科、呼内	// 曾根田町 3-19	573-1860	
	ふ た ば 皮 膚 科	皮	// 森合字蒲原 18-47 セキセイV東	573-0343	
	やざわみほレディースクリニック	産婦	// 森合字高野 1-23	573-5881	
	曾根田駅前クリニック	内、漢方内、放	// 曾根田町 1-18 MAX ふくしま 5F	597-8595	
渡 利 地 区	お じ ま 眼 科	眼	福島市渡利字櫛町 25-1	528-0588	
	渡 利 整 形 外 科	整外、リハ	// 渡利字櫛町 53-10	528-1354	
	おぐらじクリニック	内、小、消	// 小倉寺字中田 31	523-4155	
	内科小児科消化器科				

地区名	名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備考
渡利地区	わ た り 病 院	内、外、小、リハ、心内、神内、精、循、アレ、婦、こう、放、麻、透析、病理、心外、消化器内科（内視鏡）、消化器外科（内視鏡）、緩和ケア内科	福島市渡利字中江町 34	521-2056	
	木村内科・皮フ科	内、循、皮	// 渡利字七社宮 10-1	521-0182	
	天神橋クリニック	内、消、小	// 渡利字天神 27-1	528-1155	
	むつみ脳神経・耳鼻科クリニック	耳い、神内、内、脳外、小	// 渡利字鳥谷下町 38-1	526-0873	
	すぎやま内科内視鏡クリニック	内、消化器内科	// 渡利字舟場 20	563-3363	
杉妻地区	とやのクリニック	内、小、リハ	福島市鳥谷野字宮畑 64-1	544-1122	
	井上整形外科医院	整外、リウ、リハ、内、皮	// 鳥谷野字梅ノ木内 29-3	545-0770	
	佐藤耳鼻咽喉科	耳い、気食	// 黒岩字田部屋 12-3	545-3317	
	竹田眼科クリニック	眼	// 黒岩字素利町 20-1	545-8880	
	きくち医院	内、小、消化器内科、歯	// 太平寺字児子塚 36	546-2222	
	さとう胃腸科内科	内、消化器内科	// 鳥谷野字宮畑 93-3	545-8668	
	黒岩内科医院	内、胃、循	// 黒岩字榎平 64-1	545-7733	
	藤原消化器内科医院	内、消化器内科	// 太平寺字過吹 14-5	545-3300	
	とみたキッズクリニック	小	// 黒岩字北井 2-3	544-1777	
	大川レディースクリニック	産婦、内	// 鳥谷野字天神 3-11	545-8883	
	まるべりー耳鼻科	耳い、頭頸部外科	// 太平寺字町ノ内 69-1	529-6550	
	南福島ひまわりクリニック	精、心内、内	// 黒岩字竹ノ内 12-1	573-1009	
	やんべ整形外科	整外、外、リハ	// 黒岩字榎平 65-1	572-7725	
	ふくしま在宅緩和ケアクリニック	緩和ケア内科、疼痛緩和内科	// 郷野目字宝来町 21-3	544-6987	
	太平寺整形外科クリニック	整外、リハ	// 太平寺字堰ノ上 91-3	563-3544	
	この花内科クリニック	内、循環器内科、消化器内科	// 郷野目字仲 11	563-1287	
	おぎはら泌尿器と腎のクリニック	内、ひ、腎臓内科	// 黒岩字浜井場 16-1	572-7587	
蓬萊地区	菅野産婦人科医院	産婦、内	// 蓬萊町二丁目 1-11	548-2525	
	蓬萊東クリニック	人工透析内科、腎臓内科	// 蓬萊町八丁目 1-1	548-6601	
	内海メンタルクリニック	精	// 蓬萊町六丁目 2-12	547-3553	
	光が丘クリニック	内、外、リハ	// 田沢字木曾内入 24-3	572-4505	
清水地区	わたなべ内科	内、循、呼、アレ	福島市北沢又字川寒西 9-6	555-1171	
	御山内科クリニック	内、循環器内科、消化器内科	// 御山字仲ノ町 97-2	533-2101	
	ふくしま心臓と血管のクリニック	内、外、循環器内科、心外	// 御山字検田 60-1	563-3065	
	荒井胃腸科内科	内、胃	// 泉字泉川 3-1	558-2577	
	きたむら整形外科クリニック	整外、リハ	// 泉字大仏 20-1	557-8811	

地区名	名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備考
清水地区	根 本 皮 膚 科	皮	福島市南沢又字桜内 33-15	558-9880	
	こじま小児科医院	小	// 南沢又字桜内 33-23	558-2231	
	福島第一病院	内、呼内、循、消化器内科、消化器外科、透析、アレ、外科、乳腺外科、腫瘍外科、頭頸部外科、心外、こう、整外、胃外科、腹部外科、胆のう外科、リウ、リハ、大腸外科、放、歯、麻、血液内科内	// 北沢又字成出 16-2	557-5111	
	清水病院	内分泌科、腎臓内科			
	武田中央医院	心内、精、内	// 南沢又字前田 16-3	557-0215	
	さかい眼科医院	内、消化器内科	// 泉字仲ノ町 14-13	559-1664	
	ライフナビ脳と痛みと美容のクリニック	眼	// 泉字式斗蒔 35-6	559-3800	
	上松川診療所	脳外、整外、外、美容皮膚科、リハ、内	// 御山字稻荷田 52-1	533-7771	
	おだニコニコこどもクリニック	内、小、外、胃、リハ、放	// 北沢又字番匠田 5	558-1111	
	いずみさとう内科	小	// 泉字式斗蒔 18-1	557-0415	
東部地区	手塚クリニック	内、消、循	// 泉字清水内 18-1	563-7573	
	ふくしまパンダ小児科	外、内、消化器内科、こう	// 御山字清水尻 51	535-0550	
	南沢又あんざいクリニック	小	// 南沢又字館ノ内 66-2	572-4906	
	岡部クリニック	脳外、内	// 南沢又字館ノ内 74-1	597-7718	
	かんの消化器科外科医院	内、外、整外、こう、胃	福島市岡部字前田 159-1	534-4856	
	さとう日出夫整形外科	消化器内科、外、内	// 山口字雷 20	533-3801	
	酒井内科クリニック	整外、リハ	// 岡部字中条 65	533-1433	
	奥野胃腸科内科医院	内、呼、循、消、小	// 岡部字中条 82-1	531-1781	
	穴戸医院	耳い、内、胃、	福島市瀬上町字寺前 7	553-2658	
	イノモト医院耳鼻咽喉科	内、小、消化器内科	// 瀬上町字幸町 8	553-5010	
鎌田地区	せのうえ健康クリニック	気管呼吸器耳い	// 瀬上町字四斗蒔 24-7	553-3185	
	ふくしま木もれ日クリニック	内、胃腸内科、リハ、呼内	// 瀬上町字四斗蒔 1-6	554-5757	
	ましこ眼科クリニック	内、小	// 瀬上町字行人堂 13-1	563-1860	
	桜ヶ丘病院	眼	福島市丸子字芳堀 15-2	552-5335	
	紺野整形外科	精、心内、内	// 丸子字上川原 28-73	553-1569	
	腎・泌尿器科クリニックさがみ	整外、リウ	// 丸子字漆方 6-10	553-3000	
	大原医療センター	ひ、内、外	// 丸子字町頭 20-13	553-6911	
	後藤整形外科	内、整外、リハ	// 鎌田字中江 33	554-2001	
	鎌田クリニック	整外、リハ	// 鎌田字門丈壇 10-10	554-2626	
	末永眼科医院	内、精、心内	// 鎌田字舟戸前 25-1	554-6455	
鎌田地区	岩崎消化器科内科医院	眼	// 鎌田字御仮家 73-4	554-6236	
	にいつま内科・循環器科クリニック	消、内	// 丸子字沢目 33-3	554-5841	
		循、内	// 鎌田字一里塚 5-11	552-2844	

地区名	名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備考
鎌田地区	卸 町 ク リ ニ ッ ク 厚 生 会 ク リ ニ ッ ク スリープ呼吸器内科クリニック おおたけ内科・循環器クリニック	脳外、内、神内、外、リハ 内、消化器内科、循環器内科、外、整外、麻内、呼内 内、循、糖内	福島市鎌田字卸町 8-2 〃 鎌田字門丈壇 4-1 〃 鎌田字町東 2-9 〃 本内字東町 5-1	553-1166 552-5111 572-7040 573-1127	
余目地区	ただき耳鼻咽喉科クリニック 福島県労働保健センター 附属貴船診療所 みみ・はな・のどまついクリニック 野田循環器・消化器内科 外 科 ク リ ニ ッ ク  いちかわクリニック あすなろ南矢野目クリニック い わ た 整 形 外 科 まつもと脳神経・内科クリニック 阿部循環器科・内科クリニック 南やのめ皮膚科クリニック	耳い 内  耳い、小 循環器内科、内、糖尿病内、内分泌内科、消化器内科、消化器外科、乳腺外科、こう 産婦、小 内、胃腸内科、外 整外、リハ 脳外、内、神内、外、リハ 内、呼内、循内、糖内 皮	福島市南矢野目字清水前31-1 〃 冲高字北貴船 1-2 〃 南矢野目字上戸ノ内3-1 〃 北矢野目字原田 59-5  〃 南矢野目字鼓田 6-1 〃 南矢野目字清水前34-16 〃 南矢野目字荒屋敷53-8 〃 南矢野目字道下35-10 〃 南矢野目字上戸ノ内10-5 〃 南矢野目字上戸ノ内7-7	555-1133 554-1133 597-7543 559-1133  554-0303 555-5766 555-1151 557-1233 573-9939 572-5100	
笹谷地区	さ さ や 産 婦 人 科 西 條 耳 鼻 咽 喉 科 医 院 い の ま た 整 形 外 科 ふれあいクリニックさくらみず 桜 水 さ か い 眼 科 高野医院内科消化器内科 池田皮膚科クリニック福島院	産婦 耳い、気食 整外、リウ、リハ 内、消化器内科 眼 内、消化器内科 皮	福島市笹谷字オノ神 17-1 〃 笹谷字中田 5-2 〃 笹谷字中谷地 13-4 〃 笹谷字塗谷地 20-1 〃 笹谷字塗谷地 37-3 〃 笹谷字寺町 14-3 〃 笹谷字稲場 34-9	557-1115 558-1344 555-1854 559-2664 558-7555 573-9863 573-1800	
地区 大笹生	生愛会中央医療クリニック	内、整外、歯、歯外、神内、リハ	福島市大笹生字向平 6-1	555-5963	
地区 立子山	村 上 病 院	精、心内、内	福島市立子山字北浦 3	597-2124	
吉井田地区	いそめこどもクリニック 福 島 中 央 病 院 な が お さ 整 形 外 科 六 角 ク リ ニ ッ ク  はな・みみ・のど りょうクリニック 福島南循環器科病院  福島県保健衛生協会総合健診センター みやざき内科循環器科クリニック 斎藤皮膚科クリニック	小、アレ 内、呼、循、アレ、放、消 整外、リハ 内、外、整外、皮、形外、リハ、胃、こう 耳い、アレ 循、内、外、心外、ひ、消、血液内科 婦、内、放 内、循 皮	福島市吉倉字八幡 35-1 〃 吉倉字谷地 52 〃 吉倉字八幡 8-1 〃 仁井田字下鎌 14-1  〃 仁井田字下川原 43-14 〃 方木田字辻の内 3-5  〃 方木田字水戸内 16-5 〃 八木田字中島 54-2 〃 八木田字井戸上 89-1	545-2757 546-4911 544-1852 545-6100  573-6733 546-1221  546-3533 544-2622 544-6866	

地区名	名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備考
吉井田地区	さとうクリニック内科・消化器内科 福島病理研究所	内、消化器内科 病理	福島市方木田字中屋敷 1-1 〃 八木田字榎内 13-12	545-6111 597-6770	
西地区	さくら内科・循環器科医院	内、循、呼、消	福島市上名倉字吉前 39-1	593-0611	
飯坂地区	池 田 医 院 村 島 医 院 福島県農協会館診療所 本田内科医院 茂庭診療所 さいとう医院 ながさわ整形外科 いがらし内科・消化器内科クリニック 三河台内科中野出張診療所	内、腎臓内科、 循環器内科 こう、胃腸内科、内、外、 皮 内、外 内、呼、消、循 内、外、整外、皮、ひ 内、消化器内科 整外 内、消化器内科、呼内、 リウ 内	福島市飯坂町字若葉町 5-1 〃 飯坂町字東堀切 8 〃 飯坂町平野字三枚長 1-1 JA 福島ビル 1F 〃 飯坂町平野字東原 42-12 〃 飯坂町茂庭字西川原 87 〃 飯坂町湯野字浦湊 2-8 〃 飯坂町平野字原東 50-1 〃 飯坂町平野字道下 9-7 〃 飯坂町中野字栃窪 44	542-4084 542-2131 554-3482 542-0666 596-1019 542-3030 543-1102 597-8690 534-7832	
荒井地区	あらいクリニック 南東北福島病院	外、内、こう 脳外、循、外、内、整外、 呼、リハ、脳内、消、ひ、 心外、形外、麻、こう、 皮、放、歯、救急、歯外	福島市荒井字弁天前 17-1 〃 荒井北三丁目 1-13	593-1020 593-5100	
大波地区	富 士 病 院	精、内、歯	福島市大波字熊野山 1	588-1011	
松川地区	福島県立医科大学附属病院 松川中央医院 むらおか内科・糖尿病内科・ 耳鼻咽喉科クリニック すずきクリニック 松川クリニック PFC JAPAN CLINIC 福島	(総合) 内、小、消 内、耳い、リハ 糖尿病内科、腎臓内科 内、胃、外、整外、こう、 リハ、皮 内、リハ ひ、内	福島市光が丘 1 〃 松川町字土腐 8 〃 松川町字天王原 89 〃 松川町字桜内 7-2 〃 松川町沼袋字北原 84-11 〃 松川町浅川字上幸道 7-1	547-1111 567-3355 567-2244 567-2661 537-2055 597-8611	
信夫地区	済生会福島総合病院 しのぶ病院 あづま脳神経外科病院 板倉病院 東日本診療所 本田クリニック産科婦人科	内、消、循、呼、精、神、 外、整外、形外、ひ、眼、 産婦、耳い、麻、放 内、整外、呼内、放、リウ、 リハ、循環器内科、腎臓 内科、消化器内科 脳外、神内、内、リハ、 精、循環器内科、消化器 内科、外、麻 精、心内、内、神 内 内、産、婦	福島市大森字下原田 25 〃 大森字高畑 31-1 〃 大森字柳下 16-1 〃 成川字下畑 26-1 〃 成川字台 28-1 〃 大森字赤沢 97-6	544-5171 546-3311 546-3911 545-3741 545-5801 545-3500	

地区名	名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備考
信 夫 地 区	わたなベクリニック	内、消化器内科、呼内、 アレ	福島市成川字神崎 40-1	593-3172	
	南 福 島 ク リ ニ ッ ク	内、リウ、消化器内科	// 永井川字壇ノ腰10-3	546-4016	
	もり皮膚科小児科医院	皮、小	// 大森字丑子内 58-5	545-3268	
	おひさま子供クリニック	小	// 大森字城ノ内 24-10	544-1581	
	さ と う 眼 科	眼	// 大森字島ノ内 69-17	544-6833	
	大森中央泌尿器科・内科・外科クリニック	ひ、内、外	// 大森字街道下 70-2	546-3725	
	おおもり内科・循環器科クリニック	内、循内	// 大森字埸 79-1	544-0577	
	くどう内科・糖尿病クリニック	内、糖尿病内科、 内分泌内科	// 大森字館ノ内 74-1	563-1061	
吾 妻 地 区	本 間 内 科	内、消化器内科、糖尿病 内科、循環器内科	福島市笹木野字小針尻20-5	536-0063	
	iひふ・大腸 いがり弘之 由美子クリニック	皮、胃腸内科、大腸内 科、内、整外、リハ	// 笹木野字中西裏18-5	558-2323	
	福 島 西 部 病 院	内、呼内、消化器内科、 消化器外科、循、小、外、 心外、整外、小外、こう、 ひ、婦、リハ、放、歯、 歯外、血液内科、糖尿病 内科、乳腺外科、内分泌 代謝内科	// 東中央三丁目 15	533-2121	
	しぎはらクリニック	内、麻、整外、形外、アレ、 美外	// 八島田字勝口 37	555-3331	
	待井内科糖尿病内科クリニック	内、循、糖尿病内科、神内	// 南中央一丁目 70	533-5578	
	田 島 整 形 外 科	整外、リハ、リウ、内	// 西中央一丁目 12-2	533-6651	
	竹内こどもクリニック	小	// 北中央一丁目 48-1	533-4150	
	南中央眼科クリニック	眼	// 南中央一丁目 67-2	536-3421	
	き っ か わ 皮 膚 科	皮、アレ	// 南中央一丁目 65-9	536-0008	
	笹木野みやけ内科外科	内、循、呼、外、消、 整外、こう、リハ	// 笹木野字中小屋16-2	559-1511	
	てらだクリニック	婦、内、整外、皮	// 八島田字下干損田4-1	559-3101	
	や ま も り 内 科	内、胃	// 八島田字琵琶淵62-2	529-5565	
	上野寺内科・呼吸器内科クリニック	呼内、内、アレ、 消化器内科	// 上野寺字西原 9-1	592-2111	
	かわかみ整形外科クリニック	整外、リハ、形外、リウ	// 東中央三丁目 7-1	563-3555	
地 飯 区 野	生 協 い い の 診 療 所	内	福島市飯野町字後川 27-2	562-4120	
	斎 藤 医 院	内、循、胃	// 飯野町字町 81	562-2026	

## 産 院 一 覧

(保健総務課)

名 称	診 療 科 目	住 所	電 話 市外局番 024	備 考
福島県立医科大学附属病院	(総合)	福島市光が丘 1	547-1111(代)	
大原総合病院	(総合)	// 上町 6-1	526-0300	
明治病院	産婦、小	// 北町 2-40	521-0805	
福島赤十字病院	(総合)	// 八島町 7-7	534-6101	
済生会福島総合病院	(総合)	// 大森字下原田 25	544-5171	
ささや産婦人科	産婦	// 笹谷字才ノ神 17-1	557-1115	
新妻産婦人科	産、婦、小、美外	// 陣場町 9-18	533-1103	
呉竹産婦人科麻酔科医院	産婦、内、小、麻、外、 放	// 野田町四丁目 8-21	531-5900	
本田クリニック産科婦人科	内、産、婦	// 大森字赤沢 97-6	545-3500	
いちかわクリニック	産婦、小	// 南矢野目字鼓田 6-1	554-0303	
菅野産婦人科医院	産婦、内	// 蓬萊町二丁目 1-11	548-2525	
アートクリニック産婦人科	産婦	// 栄町 6-1 エスタビル 12F	523-1132	
大川レディースクリニック	産婦、内	// 鳥谷野字天神 3-11	545-8883	
やざわみほレディースクリニック	産婦	// 森合字高野 1-23	573-5881	

## 人工透析医療機関一覧

「福島県ホームページより 2024.4.1 現在」一部改(保健総務課)

医療機関名称	郵便番号	住 所	電話番号 市外局番 024
佐久間内科	960-8032	福島市陣場町 4-8	521-1800
福島腎泌尿器クリニック	960-8003	福島市森合字屋敷下 36-1	557-1815
大原綜合病院	960-8611	福島市上町 6-1	526-0300
済生会福島総合病院	960-1101	福島市大森字下原田 25	544-5171
福島第一病院	960-8251	福島市北沢又字成出 16-2	557-5111
わたり病院	960-8141	福島市渡利字中江町 34	521-2056
しのぶ病院 (透析 休止中)	960-1101	福島市大森字高畑 31-1	546-3311
福島寿光会病院	960-8102	福島市北町 1-40	521-1370
さとう内科医院	960-8104	福島市豊田町 4-12	523-4511
本田内科医院	960-0231	福島市飯坂町平野字東原 42-12	542-0666
横田泌尿器科	960-8055	福島市野田町 6-6-13	533-9388
福島県立医科大学附属病院	960-1295	福島市光が丘 1	547-1111
蓬萊東クリニック	960-8157	福島市蓬萊町八丁目 1-1	548-6601
福島南循環器科病院	960-8163	福島市方木田字辻ノ内 3-5	546-1221
おぎはら泌尿器と腎のクリニック	960-8153	福島市黒岩字浜井場 16-1	572-7587
PFC JAPAN CLINIC 福島	960-1245	福島市松川町浅川字上幸道 7-1	597-8611
福島セントラルクリニック	960-8044	福島市早稲町 8-22	522-7701
上保原内科	960-0684	伊達市保原町上保原字大木田 8-1	024-575-3800
公立藤田総合病院	969-1793	伊達郡国見町塚野目字三本木 14	024-585-2121
済生会川俣病院	960-1406	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2-4	024-566-2323
二本松病院	964-0871	二本松市成田町 1-553	0243-23-1231
枹記念病院	964-0867	二本松市住吉 100	0243-22-3100
谷病院	969-1195	本宮市本宮字南町裡 149	0243-33-2721

## 清掃運搬用車両等

(ごみ減量推進課)

〇市の清掃運搬用

(令和6年4月1日現在)

特 殊 運 搬 車						運 搬 ト ラ ッ ク					
市 所 有 及び委託車		許可業者所有		合 計		委 託 車		許可業者所有		合 計	
台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
57	137.6 t	101	223.98 t	158	361.58 t	6	17.00 t	44	111.60 t	50	128.6 t

〇し尿運搬車

バ キ ュ ー ム 車					
市 所 有		許可業者所有		合 計	
台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
0	0kl	22	70.90kl	22	70.90kl

清掃用施設・設備

(ごみ減量推進課)

(1)ごみ処理施設

事業主体名	施 設 名	所 在 地	電 話 (市外局番) 024	処理 方式	処理能力 ( t /日)	竣工 年月	5 年度年間処理実績 ( t /年)	余熱利用	工事施工者	備考
福 島 市	あぶくまクリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑 1-1	531-6662	全連	240	S63. 2	29,163	発 電 蒸 気	三菱重工業（株）	
〃	あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原 1-1	545-4363	全連	220	H20. 8	57,495	発 電 給 湯	(株)荏原製作所	

(2)粗大ごみ・資源化処理施設

事業主体名	施 設 名	所 在 地	電 話 (市外局番) 024	処 理 方 式	処理能力 ( t /日)	処理対象物	竣工 年月	5 年度処理実績 ( t /年)	工 事 施 工 者	備考
福 島 市	あぶくまクリーンセンター資源化工場	福島市渡利字梅ノ木畑 1-1	531-6662	選別・梱 包・保管	10 ( 1 系列)	資	H16. 3	1,188	三菱レイヨン・エン 지니어リング(株)	

事業主体名	施 設 名	所 在 地	電 話 (市外局番) 024	処 理 方 式	処理能力 ( t /5h)	処理対象物	竣工 年月	5 年度処理実績 ( t /年)	工事施工者	備考
福 島 市	あらかわクリーンセンター資源化工場	福島市仁井田字北原 1-1	545-4363	粉碎・ 資源化	102	粗、不、資	H11. 3	8,367	川崎重工業(株)	

(3)し尿処理施設

事業主体名	施 設 名	所 在 地	電 話 (市外局番) 024	処 理 方 式	処理能力 (kl/日)	竣工 年月	5 年度処理実績 (kl/年)		工事施工者	備考
							し尿	浄化槽汚泥		
福 島 市	福 島 市 衛 生 処 理 場	福島市堀河町 9-20	533-5338 (委託先)	標 準 脱窒素	145	S53. 3	5,510	36,451	荏原インフィルコ(株)	R5 処理方式改造

## 公共の団体一覧

### 1 農業協同組合（ふくしま未来農業協同組合支店等）

（農業企画課）

名 称	所 在 地	電 話	名 称	所 在 地	電 話
本 店	北矢野目字原田東 1-1	554-5500	福島南支店	成川字石田 71	546-4302
清 水 支 店	泉字掘ノ内 6-2	557-2301	飯 坂 支 店	飯坂町平野字西海枝 4	542-4261
北 信 支 店	鎌田字久保田 21-3	552-6700	野 田 支 店	笹木野字水口 1-3	557-3141
渡 利 支 店	渡利字舟場 23	521-1731	松 川 支 店	松川町字市坂 13	567-2014
福島東部支店	岡部字当木前 1-3	534-2969	川 俣 支 店※	伊達郡川俣町大字鶴沢字鶴東 35	565-2166
すぎのめ支店	伏拝字台田 1	546-2677	JAビル出張所	飯坂町平野字三枚長 1-1	554-3540

（市外局番 024）

※令和 6 年 2 月 24 日 飯野支店統合

### 2 日本赤十字社福島県支部 地域赤十字奉仕団等

（共生社会推進課）

名 称	連 絡 先 住 所	電 話
日本赤十字社福島県支部	永井川字北原田 17	545-7996
平野赤十字奉仕団	飯坂町字銀杏 6-11 飯坂支所内	542-2111
飯坂赤十字奉仕団	飯坂町字銀杏 6-11 飯坂支所内	542-2111
湯野赤十字奉仕団	飯坂町字銀杏 6-11 飯坂支所内	542-2111
福島希望赤十字奉仕団	泉字扇田 9 清水支所内	557-2388
吉井田赤十字奉仕団	仁井田字西下川原 1-1 吉井田支所内	546-3469
飯野町赤十字奉仕団	飯野町字後川 10-2 飯野支所内	562-2111

（市外局番 024）

### 3 女性団体

（連絡協議会・連合会）

番号	団 体 名	会 員	担 当
1	ふくしま市女性団体連絡協議会	12 団体	男女共同参画センター
2	福島市婦人団体連絡協議会	7 団体	生涯学習課
3	清水地区女性団体連絡協議会	15 団体	//
4	東部地区女性団体連絡協議会	6 団体	//
5	飯坂方部女性団体連絡協議会	13 団体	//
6	福島市交通安全母の会連絡協議会	35 団体	生活課
7	J A ふくしま未来女性部	—	—
8	福島地区生活研究グループ連絡協議会	5 グループ	県北農林事務所

#### 4 青少年団体

(ボーイスカウト・ガールスカウト)

(生涯学習課)

番号	団 体 名	加盟団体	会員総数
1	B. S. 福島地区協議会	4	120
2	G. S. 福島地区協議会	3	51

(子ども会育成会)

(生涯学習課)

番号	団 体 名	参加少年会育成会	合 計
1	福島市子ども会育成会連合会	63 団体	2,816 人

(その他)

番号	団 体 名	住 所	電 話	会 員 数 等	担 当
1	福島市農業後継者 連 絡 協 議 会	—	—	5 団体 57 名	農業企画課
2	福島青年会議所	大町 2-5	521-1635	86 名	—
3	福島市ボランティア 連 絡 協 議 会	森合町 10-1 (市社会福祉協議会内)	533-2821	15 団体 829 名	—
4	福島地区 BBS 会	狐塚 17 (福島保護観察所内)	534-2246	23 名	共生社会推進課
5	福島市民生児童 委 員 協 議 会	森合町 10-1 (市社会福祉協議会内)	553-8877	26 協議会 594 名	
6	福島市幼少年女性 防 火 委 員 会	天神町 14-25 (市消防本部予防課内)	534-9103	40 組織 3,377 名	消防本部 予防課
7	岡山小学校緑の少年団	山口字上中田 43 (岡山小学校内)	534-2195	123 名	農林整備課
8	荒井緑の少年団	荒井字北三丁目 7-4 (荒井小学校内)	593-1008	82 名	
9	佐原小学校緑の少年団	佐原字田中前 24 (佐原小学校内)	593-2014	19 名	
10	さくら緑の少年団	上名倉字大光内 1 (佐倉小学校内)	593-1003	103 名	

(市外局番 024)

#### 5 女性防火クラブ (消防本部予防課)

番号	団 体 名
1	信夫女性防火クラブ
2	松川町女性防火クラブ
3	野田女性防火クラブ
4	大波女性防火クラブ
5	森合女性防火クラブ
6	飯野町女性防火クラブ

## 水防倉庫並びに備蓄資材一覧表

(消防本部消防総務課)

(1) 福島市水防倉庫

(令和6年4月1日現在)

設置 年度	設置河川名	倉庫名	所在地			倉庫床面積 ㎡	摘 要
			地 区 名		地 番		
平 26	摺 上 川	東湯野水防倉庫	飯坂町東湯野	堰下	14-1	13.25	13分団2部屯所車庫と合築 38分団2部屯所車庫と合築 39分団2部屯所車庫敷地内 17分団2部屯所車庫と合築 南町集会所と合築
昭 53	〃	瀬上 〃	瀬上町	穴田	15-3	6.65	
平 6	〃	茂庭 〃	飯坂町茂庭	宮沢口	9-1	12.96	
平 8	〃	余目 〃	宮代	瘤石	37-6	11.55	
平 5	須 川	庭塚 〃	在庭坂	南原	19-2	15.91	
平 19	荒 川	水保 〃	庄野	堂田南	13-1	9.12	
昭 57	〃	仁井田 〃	仁井田	北原	8-1	19.87	
昭 46	〃	荒井 〃	荒井	高土手	8-17	16.83	
平 9	〃	佐倉 〃	上名倉	玉ノ木	39-2	13.24	
昭 51	水 原 川	水原 〃	松川町水原	石内	78-1	9.73	
平 4	阿武隈川	南町 〃	南町		352-1	42.84	
平 13	〃	堀切川 〃	渡利	八幡町	64-1	22.77	

(2) 備蓄器材・資材

(令和6年4月1日現在)

品目	備 蓄 器 材				備 蓄 資 材					
	両ツル (丁)	唐鍬 (丁)	掛矢 (丁) (太ハンマー含)	スコップ (丁)	土のう袋 (枚)	玉縄 (束)	ビニール シート (枚)	杭木 (本)	鉄線 (kg)	大型 土のう (袋)
水防倉庫										
東湯野	5	5	10	30	3,000	30	40	40	150	50
余目	5	10	10	30	4,000	40	50	80	100	
瀬上	5	5	5	20	3,000	30	40	20	100	
茂庭	5	5	5	20	3,000	30	40	30	100	50
庭塚	5	5	10	20	5,000	20	40	100	300	50
荒井	5	5	5	20	4,000	40	50	200	150	
佐倉	10	10	10	40	5,000	40	40	60	100	50
水原	5	5	5	50	4,000	40	40	300	100	50
水保	5	5	10	30	4,000	30	40	200	100	
仁井田	5	5	10	30	4,000	40	40	250	250	50
南町	20	20	20	80	13,000	150	200	250	200	200
堀切川	5	5	5	20	5,000	30	60	60	100	50
合 計	80	85	105	390	57,000	520	680	1,590	1,750	550

## (3) 水防倉庫以外の備蓄

(令和6年4月1日現在)

署 所 名	予備土のう (袋)	備蓄土のう 袋(枚)	署 所 名	予備土のう (袋)
福島消防署	700	1,000	信夫支所	120
福島消防署 清水分署	250	1,000	東部支所	170
福島消防署 西出張所	350	800	北信支所	230
飯坂消防署	800	1,000	西支所	620
飯坂消防署 東出張所	500	800	飯坂支所	650
福島南消防署	400	1,000	松川支所	120
福島南消防署 信夫分署	300	800	吾妻支所	480
福島南消防署 杉妻出張所	500	800	飯野支所	90
			渡利学習センター	490
			南町排水機場	3,000
			郷野目雨水ポンプ場	200
水防用山砂置場(新幹線高架下)				
御山字中屋敷地内		10m ³		
伏拝字沖地内		10m ³		
計		20m ³		

## 車両資機材等の保有状況

(管財課・水道総務課・道路保全課)

## 1 車 両

(令和6年9月1日現在)

種 別	市 (消防本部を除く)	水 道 局	合 計
貨 物 自 動 車	13	－	13
マ イ ク ロ バ ス	5	－	5
乗 用 自 動 車	32	2	34
小型貨物自動車(バン含)	77	17	94
特 種 用 途 自 動 車	10	6	16
特 殊 自 動 車	12	－	12
軽 自 動 車 ( 貨 物 )	100	17	117
〃 ( 乗 用 )	56	1	57

## 2 建設機械

(令和6年9月1日現在)

種 別	市 (道路維持補修センター)	水 道 局	合 計
ダ ンプ ト ラ ッ ク	7 (4 t : 1、 2 t : 6)	－	8
ト ラ ッ ク	3	1 (1.5 t)	4
グ レ ー ダ ー	3	－	3
タ イ ヤ ド ー ザ ー	6	－	6
凍 結 防 止 剤 散 布 車	1	－	1
ロ ー ド ス イ ー パ ー	1	－	1
散 水 車	1	－	1
移 動 式 ク レ ーン 車	1 (2 t)		1

## 福島市の文化財

(文化振興課)

(1) 市指定文化財(無形民俗文化財を除く)

(令和6年8月1日現在)

種 別	名 称	所 在 地	所有者(管理者)
天 然 記 念 物	茂田沼のリアガール生息地	土湯温泉町字堤ヶ平地内	阿 部 幹 郎
〃	茶屋の桜	渡利字鍛冶ヶ原 32 番地の口号	本 田 郁 子
〃	瑞龍の松	渡利字東土入 12 番地	瑞 龍 寺
史跡および名勝	文知摺観音	山口字文字摺 70 番地	普 門 院
天 然 記 念 物	愛宕神社のヒイラギ	笹谷字下横堀 95 番地	愛 宕 神 社
〃	福島稲荷神社のハルニレ	宮町 1 番 29 号	福 島 稲 荷 神 社
史跡および名勝	岩谷観音	石田 26 番地	観 音 寺
天 然 記 念 物	叭内の大力ヤ	荒井字叭内 25 番地の 2	阿 部 和 永 治
〃	医王寺のシラカシ	飯坂町平野字寺前 45 番地	医 王 寺
史跡および名勝	黒岩虚空蔵および満願寺	黒岩字上ノ町 43 番地	満 願 寺
天 然 記 念 物	白鳥神社の大杉	飯坂町茂庭字中茂庭 133 番地	白 鳥 神 社
有 形 文 化 財	両界曼荼羅 (金剛界及び胎蔵界) 2 幅	清明町 6 番 17 号	真 淨 院
〃	木造聖観音菩薩立像 1 躯	大森字北館	円 通 寺
〃	木造阿弥陀如来坐像 1 躯	成川字仲ノ内 19 番地	薬 師 堂
〃	木造阿弥陀如来立像 1 躯	松山町 39 番地の 1 (福島市郷土史料室内)	福 島 市
天 然 記 念 物	上野寺の大ハリギリ	上野寺字荒古屋 61 番地	紺 野 通 雄
〃	慈徳寺の種まき桜	佐原字寺前 9 番地	慈 徳 寺
〃	土船の忍びの松	土船字中原 21 番地	梅 津 司
〃	清水観音の大モミ	町庭坂字上清水 40 番地の 1	清 水 寺
〃	宮代的大力ヤ	宮代字北口 17 番地	斎 藤 義 昭
〃	古館の大ケヤキ	飯坂町平野字古館 42 番地	稲 荷 神 社
〃	安楽寺の大王松	大笹生字下ノ寺 17 番地	安 楽 寺
有 形 文 化 財	木造大日如来坐像 1 躯	大町 2 番 30 号	到 岸 寺
〃	木造三面大黒天坐像 1 躯	飯坂町平野字六角 2 番地	石 川 邦 俊
〃	木造聖観音菩薩立像 1 躯	春日町 14 番 52 号	慈 恩 寺
〃	木造如意輪観音坐像 1 躯	御山字西坂 8 番地	薬 王 寺
〃	旧祓川橋 1 基	駒山地内池中島(駒山公園内)	福 島 市
天 然 記 念 物	嶽駒神社馬場の桜並木	北沢又字稲荷地内	嶽 駒 神 社
有形民俗文化財	福島藩主歴代奉納絵馬 28 枚	小倉寺字拾石 7 番地ほか	大 蔵 寺 ほ か
有 形 文 化 財	上鳥渡の観音寺「輪蔵」	上鳥渡字観音寺 7 番地	観 音 寺
〃	香積寺の石造供養塔群 8 基	飯坂町平野字上台 28 番地	香 積 寺
〃	城裏口の石造供養塔 1 基	山田字丸山 3 番地の 4	信夫地区史跡保存会

種 別	名 称	所 在 地	所有者（管理者）
〃	石母田供養石塔模刻（木製） 1 基	瀬上町字本町 17 番地	台 厳 寺
有 形 文 化 財	木造薬師如来坐像 1 軀	下鳥渡字寺東 17 番地	陽 泉 寺
〃	木造宝冠釈迦如来坐像 1 軀	鳥谷野字館 32 番地	永 京 寺
史跡および名勝	陽林寺	小田字位作山 13 番地	陽 林 寺
有 形 文 化 財	飯坂八幡神社社殿 （本殿・拝殿・幣殿）	飯坂町字八幡 6 番地	八 幡 神 社
〃	旧小野家住宅 1 棟	上名倉字大石前地内（民家園内）	福 島 市
〃	旧寛家宿店 1 棟	〃 （ 〃 ）	〃
〃	旧渡辺家住宅 1 棟	〃 （ 〃 ）	〃
有形民俗文化財	旧佐久間家板倉 1 棟	〃 （ 〃 ）	〃
有 形 文 化 財	元客自軒旧東棟及び旧北棟 各 1 棟	〃 （ 〃 ）	〃
〃	月ノ輪山 1 号墳出土品一括	北矢野目字檀ノ腰 6 番地の 4 （文化財調査室内）	〃
〃	勝口前畑遺跡出土品 一括	〃 （ 〃 ）	〃
〃	旧日本電気計器検定所福島 試験所社屋 1 棟	森合町 11 番 36 号	〃
〃	旧馬場家住宅 1 棟	上名倉字大石前地内（民家園内）	〃
〃	木地鞍（附）極書、添状	飯坂町平野字寺前 45 番地	医 王 寺
〃	大蔵寺観音堂奥之院 （附）元、同院内据付の須弥 壇、棟札	小倉寺字拾石 7 番地	大 蔵 寺
〃	板倉神社所蔵資料ならびに 什物 102 点	松山町 39 番 1 号 （福島市郷土史料室内）	板倉神社（福島市）
有形民俗文化財	木造聖徳太子立像 1 軀	土湯温泉町字上ノ町 76 番地	興 徳 寺
有 形 文 化 財	旧堀切家米蔵（通称十間蔵） （附）棟札、百姓溜	飯坂町字東滝ノ町 16 番	福 島 市
〃	吉倉八幡神社本殿壁面彫刻 （南面彫刻、西面彫刻、北面彫刻） 3 面	吉倉字八幡 33 番地	八 幡 神 社
〃	五大院の仏像 36 軀	飯野町字町 78 番地	観 音 寺
〃	龍禅子揮毫條幅 2 幅	飯野町字後川 10 番地の 2（飯野支所内）	福 島 市
〃	関家文書 3 通	松山町 39 番地の 1 （福島市郷土史料室内）	福 島 市
史 跡	苅松田城跡	飯野町字館 18 番地の 1 ほか	関 健 一
名 勝	千貫森	飯野町青木字小手神森 1 番地の 1 ほか	青 木 財 産 区
〃	一貫森	飯野町青木字下日ノ倉 5 番地の 9 ほか	共 有 地
有 形 文 化 財	源三郎内供養塔 1 基	飯野町明治字西源三郎内 26 番地	東 光 寺
有 形 文 化 財	住吉神社の三十六歌仙 36 幅	飯野町大久保字南町 33 番地ほか	住 吉 神 社
〃	小手神森の風神・雷神 2 軀	飯野町青木字小手神森 179 番地	小手神社奉賛会
〃	明治竹ノ花の五輪塔 2 基	飯野町明治字竹ノ花 58 番地	高 荒 よ し い
〃	鍛冶合内の宝篋印塔 1 基	飯野町明治字西鍛冶合内 15 番地	斎 藤 武 男

種 別	名 称	所 在 地	所有者（管理者）
史 跡	岩塚	飯野町青木字岩塚 8 番地及び 9 番地の 5	柴田徳治、松本博紀
有 形 文 化 財	清水山神社 1 棟	飯野町大久保字向山後山 8 番地	古 関 要 次
有 形 文 化 財	高荒芳洲作・天岩屋戸図絵馬 1 面	飯野町字西宮平 138 番地	大 宮 神 社
〃	木造如来形坐像 1 軀	飯野町青木字戸ノ入 68 番地	妙 泉 寺
有 形 民 俗 文 化 財	河野松右衛門像 1 幅	飯野町字東鎮石内 15 番地	河 野 榮 吉
〃	橋本トメ像 1 幅	飯野町明治字西鍛冶合内 38 番地	橋 本 昌 信
〃	飯野町内和算算額 4 面 （大宮神社算額 1 面） （水雲神社算額 1 面） （赤岩稻荷神社算額 1 面） （棚屋敷地藏堂算額 1 面）	飯野町字西宮平 138 番地 飯野町大久保字日向 8 番地 飯野町大久保字赤岩山 10 番地 飯野町明治字鍛冶屋 22 番地	大 宮 神 社 水 雲 神 社 赤 岩 神 社 明治第 5 区農事組合
有 形 文 化 財	岡島鹿島神社の瑞花双鳳八稜鏡	岡島字竹ノ内 63 番地	鹿 島 神 社

(2) 国、県指定文化財一覧（重要無形民俗文化財を除く）

指定別	種 別	名 称	所 在 地	所有者（管理者）
国	重要文化財（工）	鍍金金剛鈴、金剛杵 2 個	清明町 6 番 17 号	真 浄 院
〃	〃（彫）	木造千手観音立像 1 軀	小倉寺字拾石 7 番地	大 蔵 寺
〃	〃（彫）	木造釈迦如来坐像 1 軀	下鳥渡字寺東 17 番地	陽 泉 寺
〃	〃（考）	陶製経筒 1 口	飯坂町字天王寺 12 番地	天 王 寺
〃	〃（考）	土偶 1 軀	岡島字宮田 78 番地 （じょーもぴあ宮畑内）	福 島 市
〃	〃（建）	旧広瀬座 1 棟	上名倉字大石前地内（民家園内）	福 島 市
〃	史 跡	鮎滝渡船場跡	立子山字船場・川前地内	国土交通省（福島市）
〃	〃	下鳥渡供養石塔	下鳥渡字寺東 30 番地	陽泉寺（福島市）
〃	〃	宮畑遺跡	岡島字宮畑地内ほか	福 島 市
〃	〃	和台遺跡	飯野町明治字南和台 1 番地の 6 ほか	福島県ほか（福島市）
〃	天 然 記 念 物	吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地	町庭坂地内	国有ほか（福島市）
〃	〃	ヤマネ	地域を定めず指定	
〃	特別天然記念物	カモシカ	地域を定めず指定	
県	重要文化財（工）	鍍金装笈 1 背	飯坂町平野字寺前 45 番地	医 王 寺
〃	〃（彫）	大蔵寺の仏像 26 軀	小倉寺字拾石 7 番地ほか	大 蔵 寺
〃	〃（彫）	木造菩薩立像 1 軀	立子山字鮎滝 42 番地	村 上 敦 浩
〃	〃（彫）	木造阿弥陀如来坐像 1 軀	松川町字町裏 35 番地	西 光 寺
〃	名勝および天然記念物	阿武隈峡	渡利、杉妻、立子山、松川町金沢・浅川	国土交通省（福島県）
〃	天 然 記 念 物	穴原第三紀漣痕	飯坂町湯野字角門下地内	国土交通省（福島市）
〃	重要文化財（考）	和台遺跡出土人体文土器及び狩猟文土器 2 箇	北矢野目字檀ノ腰 6 番地の 4 （文化財調査室内）	福 島 市 （文化財調査室）

指定別	種 別	名 称	所 在 地	所有者（管理者）
県	史 跡	湯野西原廃寺跡	飯坂町湯野字堂跡地内	福 島 市
〃	重要文化財（工）	太刀銘備州長船住元重 （附）衛府太刀拵 1口	宮下町6番4号	佐 藤 史 郎
〃	〃 （考）	大仏城跡出土宝塔 1基	杉妻町2番16号	福 島 県
〃	〃 （考）	医王寺の石造供養石塔群	飯坂町平野字寺前38番地	医 王 寺
〃	〃 （考）	仙台内前遺跡出土品 一括	北矢野目字檀ノ腰6番地の4 （文化財調査室内）	福 島 市 （文化財調査室）
〃	史 跡	飯野白山住居跡	飯野町字白山7番地ほか	大内俊勝ほか
〃	重要文化財（彫）	木造聖観音菩薩立像 1軀	小倉寺字拾石7番地	大 蔵 寺
〃	〃 （歴）	陸奥国信夫伊達惣検地高 絵図屏風 1双	春日町5番54号 （福島県歴史資料館内）	松 本 笙 子
〃	〃 （建）	旧安洞院多宝塔 1棟	山口字文字摺70番地	普 門 院
〃	〃 （〃）	旧奈良輪家住宅 1棟	上名倉字大石前地内（民家園内）	福 島 市
〃	〃 （〃）	旧菅野家住宅 1棟	〃 （ 〃 ）	〃
〃	〃 （〃）	旧阿部家住宅 1棟	〃 （ 〃 ）	〃
〃	〃 （歴）	陽林寺文書 3通 （附）陽林寺開祖盛南舜奘 大和尚行状 1巻	小田字位作山13番地	陽 林 寺
〃	重要文化財（歴）	福島県の地籍図帳、地籍 帳、丈量帳 1括	春日町5番54号 （福島県歴史資料館内）	福 島 県
〃	〃 （〃）	阿武隈川舟運図 1巻 （附）附箋 9枚	松山町39番地の1 （福島市郷土史料室内）	福 島 市
〃	重要有形民俗文化財	金沢の羽山ごもり託宣記 録 130冊	松川町金沢字宮ノ前43番地	半 沢 康 浩
〃	天 然 記 念 物	安達太良山ヤエハクサン シャクナゲ自生地	土湯温泉町字猪ノ倉地内	国 土 交 通 省 （福島森林管理署）
〃	重要有形民俗文化財	旧広瀬座芝居用具 470点	庄野字一本柳1番地の10	福 島 市

### (3) 国登録文化財

種 別	名 称	所 在 地	所有者（管理者）
有 形 文 化 財	花水館奥の間（御殿） 1棟	飯坂町字西滝ノ町21番地	（株）聚 楽
〃	なかむらや旅館本館 1棟	飯坂町字湯沢18番地	阿 部 寛
〃	なかむらや旅館新館 1棟	〃	〃
〃	地蔵原堰堤 1基	佐原字西手城森～荒井字地蔵原	国 土 交 通 省
〃	荒川第1堰堤 1基	土湯温泉町字天沼	〃
〃	荒川第2堰堤 1基	土湯温泉町字油畑	〃
〃	荒川第3堰堤 1基	土湯温泉町字沢折場	〃
〃	荒川第5堰堤 1基	土湯温泉町字天沼	〃
〃	荒川第6堰堤 1基	土湯温泉町字上川原	〃
〃	荒川第7堰堤 1基	土湯温泉町字休場	〃

種 別	名 称	所 在 地	所有者(管理者)
有 形 文 化 財	荒川第8堰堤 1基	土湯温泉町字休場	//
//	川上第1堰堤 1基	土湯温泉町字川上	//
//	荒川第4床固工 1基	上名倉字大石前～字玉後	//
//	東鴉川第1堰堤 1基	土湯温泉町字上の町	//
//	東鴉川第3堰堤 1基	土湯温泉町字館腰	//
//	東鴉川第4堰堤 1基	土湯温泉町字猪倉山	//
//	塩の川第1堤堰 1基	土湯温泉町字日向	//
//	塩の川第4堤堰 1基	//	//
//	阿部家住宅主屋 1棟	笹木野字萱場 24 番地の1 ほか	阿 部 泰 博
//	阿部家住宅離れ座敷 1棟	//	//
//	阿部家住宅上座敷 1棟	//	//
//	阿部家住宅前の蔵 1棟	//	//
//	阿部家住宅蚕蔵 1棟	//	//
//	阿部家住宅石蔵 1棟	//	//
//	阿部家住宅味噌蔵 1棟	//	//
//	阿部家住宅煉瓦蔵 1棟	//	//
//	阿部家住宅文庫蔵 1棟	//	//
//	瀬上嶋貫本家住宅主屋 1棟	瀬上町字本町 90 番地の2 ほか	島 貫 裕 行
//	瀬上嶋貫本家住宅離れ 1棟	//	//
//	瀬上嶋貫本家住宅文庫蔵 1棟	瀬上町字本町 90 番地の8	//
//	瀬上嶋貫本家住宅表門 1棟	//	//
//	瀬上嶋貫本家住宅門及び土塀 1棟	瀬上字本町 90 番地の4	//
//	佐藤家住宅主屋 1棟	泉字清水内3 番地	佐 藤 利 男 ほ か
//	佐藤家住宅離れ 1棟	//	//
//	佐藤家住宅文庫蔵 1棟	//	//
//	佐藤家住宅味噌蔵 1棟	//	//
//	矢吹家住宅主屋 1棟	成川字上谷地 35 番地	矢 吹 友 市 郎
//	矢吹家住宅新座敷 1棟	//	//
//	矢吹家住宅文庫蔵 1棟	//	//
//	矢吹家住宅座敷蔵及び仏間 1棟	//	//
//	矢吹家住宅新蔵 1棟	//	//
//	矢吹家住宅味噌蔵 1棟	//	//
//	矢吹家住宅道具蔵及び木小屋 1棟	//	//

種 別	名 称	所 在 地	所有者(管理者)
有 形 文 化 財	矢吹家住宅外便所 1 棟	//	//
//	矢吹家住宅表門 1 棟	//	//
//	矢吹家住宅庭門及び内堀 1 棟	//	//
//	矢吹家住宅南門及び外堀 1 棟	//	//
//	瓶子家住宅主屋 1 棟	森合字台 35 番地の 1	瓶 子 長 一
//	瓶子家住宅離れ 1 棟	//	//
//	瓶子家住宅文庫蔵 1 棟	//	//
//	瓶子家住宅穀蔵 1 棟	//	//
//	瓶子家住宅長屋門 1 棟	//	//
//	瓶子家住宅氏神社 1 棟	森合字台 35 番地の 1	瓶 子 長 一
//	ぬる湯温泉旅館・二階堂古家棟 1 棟	桜本字温湯 11 番地	二 階 堂 匡 一 朗
//	ぬる湯温泉旅館・二階堂中座敷棟 1 棟	//	//
//	ぬる湯温泉旅館・二階堂帳場棟 1 棟	//	//
//	旧採進堂酒店主屋 1 棟	飯坂町字湯沢 9 番地の 2	佐 藤 貴 美 子
//	旧堀切家住宅主屋 1 棟	飯坂町字東滝ノ町 16 番地	福 島 市
//	旧堀切家住宅新蔵 1 棟	//	//
//	旧堀切家住宅中蔵 1 棟	//	//
//	旧堀切家住宅道具蔵 1 棟	//	//
//	旧堀切家住宅書庫 1 棟	//	//
//	旧堀切家住宅表門 1 棟	//	//
//	十綱橋 1 基	飯坂町字十綱下 29 ～飯坂町湯野字湯ノ上 25-6	福 島 県
//	旧二階堂家住宅主屋 1 棟	上鳥渡字大畑 1 - 1	(株)CLOVER
//	旧二階堂家住宅長屋門 1 棟	//	//

(4)国認定文化財

種 別	名 称	所 在 地	所有者(管理者)
重 要 美 術 品	銅鐘 1 口	黒岩字上ノ町 43 番地	満 願 寺

## 下水道施設

### 1 下水道事業

#### (1) 整備状況 (下水道建設課) (令和6年4月1日現在)

汚水整備面積	3,973ha
汚水整備区域内人口	178,586 人
管渠管理延長	1,106,811 m

※ 行政人口→266,120 人

#### (2) 施設一覧 (下水道管理センター)

##### ①処理施設

(令和6年4月1日現在)

名 称		土湯温泉町浄化センター
所 在 地		土湯温泉町字見附 60 番地
敷 地 面 積 ( m ² )		8,063
処 理 方 法		単槽式嫌気好気活性汚泥法 (ツープート法)
供 用 開 始		平成7年10月
処 理 能 力	晴天時最大処理量 (m ³ /日)	1,100
	雨天時最大処理量 (m ³ /日)	1,400

※堀河町終末処理場は令和5年4月3日より流域下水道に接続完了(処理場としての機能終了)

##### ②雨水排水ポンプ場

名 称	堀河町雨水ポンプ場	下釜雨水ポンプ場	郷野目雨水ポンプ場	渡利雨水ポンプ場
所在地	東浜町9番11号	本内字北下釜47番地の1	郷野目字宝来町56番地の1	渡利字岩根町50番地の1
開設年月	平成2年4月	平成5年4月	平成8年4月	平成12年4月
排水能力	毎分320m ³ (毎秒5.3m ³ )	毎分190m ³ (毎秒3.2m ³ )	毎分255m ³ (毎秒4.2m ³ )	毎分130m ³ (毎秒2.2m ³ )

##### ③雨水滞水池

名 称	旧・堀河町終末処理場
位 置	東浜町9番11号
敷 地 面 積	41,000 m ² (衛生処理場含む)
供 用 開 始	昭和46年11月(簡易処理開始) 昭和48年12月(高級処理開始) 令和5年4月(高級処理停止)
放 流 能 力	雨水滞水池(貯留量:16,000 m ³ )

#### ④その他関連施設

- ・汚水中継ポンプ場 8 箇所  
(渡利ポンプ場、下梁ポンプ場、南向台ポンプ場、田沢沢尻ポンプ場、  
蓬萊ポンプ場、蓬萊第 2 ポンプ場、蓬萊第 3 ポンプ場、蓬萊第 4 ポンプ場)
- ・マンホールポンプ場 103 箇所
- ・水門 24 箇所
- ・樋管 13 箇所

### 2 農業集落排水事業

#### (1) 整備状況 (下水道建設課) (令和 6 年 4 月 1 日現在)

汚水整備面積	312ha
汚水整備区域内人口	2,068 人
管渠管理延長	37,671 m

※ 行政人口→266,120 人

#### (2) 施設一覧 (下水道管理センター)

##### ①処理施設

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

地 区		小田地区	山口地区
所 在 地		山田字谷地 58 外	岡島字中原 83-1 外
敷 地 面 積 ( m ² )		3,018	2,080
処 理 方 法		回分式活性汚泥方式 ( J A R U S X I 型 )	連続流入間欠ばっ気方式 ( J A R U S X I V 型 )
供 用 開 始		平成 10 年 9 月	平成 14 年 10 月
計画 汚水量	日平均汚水量 ( m ³ /日 )	410.4	572.4
	日最大汚水量 ( m ³ /日 )	501.6	699.6
	時間最大汚水量 ( m ³ /時 )	49.4	68.9

##### ②その他関連施設

- ・マンホールポンプ 6 箇所

### 3 都市下水路事業

#### (1) 施設一覧 (下水道管理センター)

##### ①排水機場

名 称	岡部排水機場	岡島排水機場
所 在 地	鎌田字新割 67 番地	岡島字上岡本 3 番地の 1
排 水 能 力	毎分 75 m ³ (毎秒 1.3 m ³ )	毎分 22 m ³ (毎秒 0.4 m ³ )

##### ②その他関連施設

- ・樋管 3 箇所

## 防災関係機関連絡先

### 1 指定行政機関等

#### (1) 指定地方行政機関

機 関 名	住 所	電 話 市外局番 024
東北農政局	福島市南中央 3 - 36	534 - 4141
福島森林管理署	福島市野田町 7 - 10 - 4	535 - 0121
東北運輸局福島運輸支局	福島市吉倉字吉田 54	546 - 0345
福島地方気象台	福島市花園町 5 - 46 (福島第二合同庁舎)	534 - 0321
福島労働基準監督署	福島市霞町 1 - 46 (福島合同庁舎)	536 - 4601
東北地方整備局福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平 36 (防災課)	546 - 4331 539 - 6133
東北財務局福島財務事務所	福島市花園町 5 - 46 (福島第二合同庁舎)	535 - 0311
福島地方環境事務所	福島市栄町 11 - 25 (A X C ビル)	573 - 7330

#### (2) 指定公共機関

機 関 名	住 所	電 話 市外局番 024
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社福島支店	福島市栄町 1 - 1	522 - 1233
東日本電信電話株式会社福島支店	福島市山下町 5 - 10	531 - 7481
日本郵便株式会社福島中央郵便局	福島市森合町 10 - 30	533 - 1207
日本赤十字社福島県支部	福島市永井川字北原田 17	545 - 7997
N H K 福島放送局	福島市早稲町 1 - 2	522 - 2593
日本通運株式会社福島支店	福島市北矢野目字下成田 1 - 1	553 - 5000
東北電力株式会社福島支店	福島市栄町 7 - 21	522 - 9151
東北電力ネットワーク株式会社福島支社	福島市栄町 7 - 21	—
日本銀行福島支店	福島市本町 6 - 24	521 - 6363
東日本高速道路株式会社東北支社 福島管理事務所	福島市飯坂町平野字前原 11	542 - 0111
イオン株式会社福島店	福島市南矢野目字西荒田 50 - 17	558 - 3000

上記のほか、石油関連企業（ENEOS(株)、出光興産(株)、太陽石油(株)、コスモ石油(株)）、運輸関連企業（福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）、通信関連企業（(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）、コンビニエンスストア（(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート）等が指定されている。

### (3) 指定地方公共機関

機 関 名	住 所	電 話 市外局番 024
福島交通株式会社 (バ ス) (飯坂線)	福島市東浜町 7-8	533-2131 533-2132 558-4611
J Rバス東北 福島支店	福島市太田町 3-11	534-2011
阿武隈急行株式会社	伊達市梁川町字五反田 100-1	577-7132
福島テレビ株式会社	福島市御山町 2-5	536-8021
株式会社テレビユー福島	福島市西中央 1-1	531-5111
株式会社福島中央テレビ福島支社	福島市栄町 6-6 (福島セントランドビル)	521-3300
株式会社福島放送福島支社	福島市大町 7-11 (三共福島ビル)	522-1111
株式会社ラジオ福島	福島市下荒子 8	531-4336
株式会社エフエム福島 福島支社	福島市栄町 6-6 (福島セントランドビル)	522-9000
株式会社福島民報社	福島市太田町 13-17	531-4111
株式会社福島民友新聞社	福島市柳町 4-29	523-1191
公益社団法人福島県トラック協会	福島市飯坂町平野字若狭小屋 32	558-7755
一般社団法人福島県医師会	福島市新町 4-22	522-5191
公益社団法人福島県歯科医師会	福島市仲間町 6-6 (福島県歯科医師会館)	522-7915
一般社団法人福島県薬剤師会	福島市蓬莱町二丁目 2-2	549-2198
公益社団法人福島県看護協会県北支部	福島市上町 6-1	526-0300
福島県診療放射線技師会	郡山市大槻町字原ノ町 3-1	954-7595
福島県 L P ガス協会	福島市上鳥渡字蛭川 22-2	593-2161
福島県社会福祉協議会	福島市渡利字七社宮 111	523-1251
福島県警備業協会	福島市鎌田字卸町 24-4	572-7370

## 2 警 察 機 関

(危機管理室)

機 関 名	住 所	電 話 市外局番 024
福島県警察本部	福島市杉妻町 5-75	522-2151
航空隊	福島市荒井字下笹森 50	593-2257
機動隊	福島市荒井字下笹森 50	593-1732
鉄道警察隊福島分駐隊	福島市栄町 1-1	533-0110
交通機動隊	福島市荒井字下笹森 50	593-5351
高速道路交通警察隊	福島市飯坂町平野字前原 11	542-3130
福島警察署	福島市上町 7-31	522-2121
福島北警察署	福島市飯坂町平野字江合 2-8	554-0110

### 3 消 防 機 関

(消防本部消防総務課)

機 関 名	住 所	電 話
		FAX
福島県消防防災航空センター	石川郡玉川村大字北須釜字懸金沢 97-8	0247-57-3000 0247-57-3500
伊達地方消防組合消防本部	伊達市保原町大泉字大地内 93-1	024-575-4101 024-575-4103
安達地方広域行政組合消防本部	二本松市大壇 27	0243-22-1211 0243-22-1355
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	会津若松市北会津町中荒井字諏訪前 11	0242-59-1400 0242-59-1405
置賜広域行政事務組合消防本部	山形県米沢市金池 5 丁目 2-41	0238-23-3107 0238-26-2036
仙南地域広域行政事務組合消防本部	宮城県柴田郡大河原町字新青川 1-1	0224-52-1050 0224-52-1056
仙台市消防局	宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 2-15	022-234-1111 022-234-1120
福島県危機管理部災害対策課	福島市杉妻町 2-16	024-521-7194 024-521-7920
総務省消防庁広域応援室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7569 03-5253-7537

### 4 自 衛 隊

(危機管理室)

機 関 名	住 所	電 話 市外局番 024
陸上自衛隊福島駐屯地 第 44 普通科連隊	福島市荒井字原宿 1	593-1212 (内 235) (夜間内 302)

### 5 報 道 機 関

(広聴広報課・危機管理室)

機 関 名	住 所	電 話 市外局番 024
福島民報社	福島市太田町 13-17	531-4122 FAX 533-4128
福島民友新聞社	福島市柳町 4-29	523-1191 FAX 523-1657
朝日新聞社福島総局	福島市舟場町 1-28	523-3571 FAX 521-0305
毎日新聞社福島支局	福島市置賜町 8-22	521-1233 FAX 525-2155
読売新聞社福島支局	福島市柳町 4-29	523-1204 FAX 523-1207
日本経済新聞社福島支局	福島市舟場町 1-25	523-4458 FAX 521-0155
産経新聞社福島支局	福島市栄町 6-6 (福島セントランドビル)	FAX 535-8591
河北新報社福島総局	福島市北町 1-10	521-3331 FAX 521-0323
時事通信社福島支局	福島市太田町 13-17 (福島民報ビル)	531-8351 FAX 531-8353

機 関 名	住 所	電 話 市外局番 024
共同通信社福島支局	福島市大町 7-3 (福島センタービル)	523-3366 FAX 522-6190
NHK 福島放送局	福島市早稲町 1-2	526-4630 FAX 522-2548
ラジオ福島	福島市下荒子 8	535-3334 FAX 535-3451
福島テレビ	福島市御山町 2-5	536-8021 FAX 536-8090
福島中央テレビ福島支社	福島市栄町 6-6 (福島セントランドビル)	521-3300 FAX 521-3230
福島放送福島支社	福島市大町 7-11 (三共福島ビル)	522-1111 FAX 522-1114
テレビユー福島	福島市西中央一丁目 1	531-8511 FAX 531-2237
福島コミュニティ放送	福島市置賜町 8-8 (パセナカミッセ)	522-9900 FAX 522-9922
エフエム福島福島支社	福島市栄町 6-6 (福島セントランドビル)	522-9000 FAX 522-9100
福島建設工業新聞社福島支局	福島市西中央二丁目 59	526-1733 FAX 526-2216

## 6 その他の防災関係機関

(危機管理室)

機 関 名	住 所	電 話 市外局番 024
東北電力ネットワークセンター株式会社 福島電力センター	福島市置賜町 2-35	522-2161
福島ガス株式会社	福島市矢剣町 4-35	534-2176
一般社団法人福島市医師会	福島市森合町 10-1 (福島市保健福祉センター)	534-2290 FAX 534-2291
一般社団法人福島歯科医師会	福島市仲間町 6-6 (福島県歯科医師会館)	522-7915 FAX 521-3021
一般社団法人福島薬剤師会	福島市大町 4-15 (チェンバおおまち)	525-8511 FAX 525-8512
日本中央競馬会福島競馬場	福島市松浪町 9-23	534-2121

# 応援協定一覧

(危機管理室) (令和6年9月1日現在)

区 分		協 定 名	締結年月日	協 定 先	協 定 内 容
都市間相互支援	1	東北地区六都市災害時相互応援に関する協定	平成8年5月17日	青森市、秋田市、盛岡市、仙台市、山形市	・生活必需物資の提供     ・応急復旧に必要な資機材及び物資の提供     ・職員の派遣
	2	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	平成9年1月16日	福島地方広域行政圏、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏、置賜広域行政圏	
	3	災害時における相互応援に関する協定	平成9年2月19日	埼玉県さいたま市	
	4		平成18年4月17日	東京都荒川区	
	5		平成25年2月6日	長崎県長崎市	
	6		平成25年2月7日	山口県山口市	
	7	災害時における相互支援等に関する協定	令和6年3月28日	郡山市、いわき市	
	8	火山災害時における相互応援に関する協定	平成29年5月19日	伊達市、桑折町、国見町、川俣町、飯館村、白石市	
	9	中核市災害相互応援協定	平成30年4月1日	中核市	
	10	原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定	平成29年8月3日	茨城県日立市	日立市民の県外広域避難の支援
	11	大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定	令和5年10月24日	福島県、県内59市町村	福島県と県内市町村が連携して行う職員の派遣
施設等提供	12	防災協定	平成8年7月19日	日本中央競馬会福島競馬場	施設、砂の提供、飲料水供給
	13	災害時における避難者受入等の協力に関する協定	令和2年6月15日	福島刑務所	施設、飲料水等の提供
	14	災害時における車両避難場所等提供協力に関する協定	令和2年11月26日	(一財)福島県民共済会 御山地区災害時要援護者避難支援連絡協議会	災害時において避難場所等の提供と地元住民による開設運営の協力
	15		令和4年1月21日	東北運輸局福島運輸支局	災害時における避難場所の提供

区 分		協 定 名	締結年月日	協 定 先	協 定 内 容
物資供給	16	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	平成9年6月5日	福島県パン協同組合	食糧品の供給
	17			(一社)福島県LPガス協会県北支部	ガス製品・ガス消費機器類の供給
	18			福島県石油業協同組合福島支部	石油製品・機器類の供給
	19	災害時における食糧品・生活必需物資の供給協力に関する協定	平成20年9月1日	福島コンビニエンスストア協会	食糧品及び生活必需品の供給
	20	災害時における食料物資の供給協力に関する協定	平成26年3月28日	福島市弁当惣菜協会	食料物資の供給
	21	災害時における物資等の供給協力に関する協定	平成28年8月29日	(株)ダイユーエイト	生活必需物資の供給、一時避難場所の協力
	22		平成28年10月14日	(株)カインズ	生活必需物資の供給
	23		平成29年3月31日	ユニ・チャーム(株)	衛生用品の供給
	24		平成29年4月27日	東北アルフレッサ(株)	衛生用品・一般医薬品等の供給
	25		平成31年3月21日	みやぎ生活協同組合	生活必需物資の供給、一時避難場所の協力
	26		令和2年9月10日	ふくしま未来農業協同組合	生活必需物資の供給、避難所の協力
	27		令和3年2月5日	(株)いちい	生活必需物資の供給、一時避難場所の協力
	28		令和3年2月25日	トーニチ(株)	食料品の供給、一時避難場所の協力
	29		令和6年8月20日	(株)ハシドラッグ	生活必需物資の供給、一時避難場所の協力
	30	災害時相互応援に関する協定	平成29年6月21日	(株)セブン-イレブン・ジャパン	生活必需物資の供給
	31			(株)ヨークベニマル	生活必需物資の供給、一時避難場所の協力
	32	災害時におけるマッスルスーツ製品等の供給協力に関する協定	令和元年12月26日	(株)イノフィス	災害時におけるマッスルスーツ製品等の供給協力

区 分		協 定 名	締結年月日	協 定 先	協 定 内 容
物資供給	33	防災における包括的連携に関する協定	令和2年8月11日	(株)福良梱包	災害時における避難所へのダンボール製品の供給協力
	34	災害時における物資の供給協力に関する協定	令和2年9月25日	ダイナパック(株)福島事業所	
生鮮食料品供給	35	災害時応援に関する協定	平成29年9月1日	公設地方卸売市場協議会	生鮮食料品の供給
車両の提供	36	電気自動車を活用した災害連携協定	令和3年6月17日	福島日産自動車(株) 日産プリンス福島販売(株) 日産自動車(株)	停電時、電気自動車による避難所等への電力供給
	37	災害時等における車両提供に関する連携協定		福島日産自動車(株) 日産プリンス福島販売(株)	災害対応で必要となる車両の貸与
機材の提供	38	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	令和5年1月27日	(株)アクティオ	災害時のレンタル機材提供
輸送協力	39	災害時における輸送協力に関する協定	平成9年6月5日	(公社)福島県トラック協会 県北支部	生活必需物資の輸送
	40		令和4年3月18日	大和自動車交通(株)	人員等の輸送
	41	災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	平成26年8月18日	(株)北福島タクシー	傷病者の搬送
	42	災害時における緊急輸送に関する協定	平成30年2月22日	福島地区ハイヤータクシー協同組合	要配慮者及び福島市が必要と判断した者の輸送協力
	43	災害時における支援物資等の受入及び配送等に関する協定	令和3年12月16日	佐川急便(株)南東北支店	災害時における支援物資の受入れ及び配送等
救護活動・医薬品供給	44	災害時の医療救護活動に関する協定	平成10年9月24日	(一社)福島市医師会	医療救護班の編成・派遣
	45	災害時の歯科医療・救護活動に関する協定		(一社)福島歯科医師会	歯科医療救護班の編成・派遣
	46	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定		(一社)福島薬剤師会	医薬品・衛生材料の供給
情報収集・通信協力	47	非常災害時のタクシー無線通信の利用に関する協定	平成9年6月5日	福島地区ハイヤータクシー協同組合	災害情報収集・通信協力
	48	災害時の情報交換に関する協定	平成23年3月22日	国土交通省東北地方整備局	災害時の各種情報交換

区 分		協 定 名	締結年月日	協 定 先	協 定 内 容
情報収集・通信協力	49	防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定	平成 24 年 7 月 10 日	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	河川等の画像情報提供、災害発生時又は災害が予期される時のテレビ会議の開催
	50	災害時における緊急情報の放送に関する協定	平成 26 年 3 月 28 日	福島コミュニティ放送(株)	災害緊急情報の放送
	51	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 27 年 8 月 31 日	東日本電信電話(株)	非常用公衆電話の設置、利用
	52	災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定	平成 28 年 4 月 1 日	イームズロボティクス(株)	災害情報収集、救助活動の協力
	53		令和 4 年 4 月 18 日	(株)草野測器社	ドローンによる情報収集
	54	災害時における地図製品等の供給に関する協定	平成 28 年 9 月 5 日	(株)ゼンリン	地図製品等の供給
	55	防災啓発情報等に関する協定	平成 29 年 4 月 28 日	NTTタウンページ(株)東北営業本部	防災タウンページ等の防災啓発情報の発信
	56	災害情報等の提供に関する協定	平成 29 年 9 月 4 日	ファーストメディア(株)	災害時情報の提供
	57	災害に係る情報発信等に関する協定	平成 30 年 9 月 29 日	ヤフー(株)	防災災害情報を広範に発信
	58		令和 3 年 2 月 24 日	(株)バカン	避難所の混雑状況を情報提供
	59		令和 3 年 4 月 19 日	(株)ニューメディア	災害時の防災情報取得や避難行動の円滑化
	60	防災情報発信等に関する協定	令和 3 年 9 月 1 日	福島テレビ(株)	災害前兆段階での防災情報等の発信
人的派遣の協力	61	災害時における労働・年金相談に関する協定	平成 28 年 10 月 27 日	福島県社会保険労務士会	労働・年金相談等の支援
	62	災害発生時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	平成 29 年 3 月 23 日	(社福) 福島市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置及び運営等
	63	災害時における隊友会の協力に関する協定	平成 29 年 10 月 12 日	(公社) 隊友会福島県隊友会 福島支部	被災情報の収集、応急対策業務の援助等
	64	大規模災害時における福島県 DHEAT・健康支援チーム派遣に関する協定	平成 31 年 3 月 13 日	福島県	迅速な保健師等の広域派遣

区 分		協 定 名	締結年月日	協 定 先	協 定 内 容
人的派遣の協力	65	災害時における指定避難所の運営協力に関する協定	令和4年9月30日	余目地区町会連合会	指定避難所の開設・運営協力
	66	災害時における避難所への人的支援に関する協定	令和6年3月28日	一般財団法人 大原記念財団 大原看護専門学校	学生ボランティアの派遣
	67			公益社団法人福島明星厚生学院 福島看護専門学校	
	68			学校法人東稜学園 福島東稜高等学校	
郵便の非常取扱協力	69	災害時における福島市内郵便局と福島市との協力に関する覚書	平成15年2月20日	郵便事業株式会社	災害時の郵便協力
応 急 復 旧 協 力	70	地震等災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定	平成10年5月1日	福島地区管工事協同組合	応急給水及び復旧活動
	71	地震等災害時における物件の供給に関する協定		福島地区管友会	災害復旧物件の供給
	72	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	平成12年6月28日	(一社)福島県建設業協会 福島支部	被災施設の復旧活動
	73			福島地区建設事業協同組合	
	74			福島県北鳶土木業協同組合	
	75			県北総合設備協議会・福島地区 管工事協同組合	
	76		平成15年7月1日	福島エフシー建設業協同組合	建設機械、資材及び労力の 確保、提供
	77		平成21年7月31日	福島地区電気工事協同組合	
	78		平成23年10月3日	(一社)福島県造園建設業協会 福島支部	
	79	災害時における被害状況調査の支援に関する協定	平成24年3月28日	(一社)福島県測量設計業協会 県北支部	公共土木施設の被害状況調査

区 分		協 定 名	締結年月日	協 定 先	協 定 内 容
応急復旧協力	80	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	平成 24 年 11 月 14 日	(公社)福島県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	公共施設等の被災状況調査、災害復旧のための筆界 点情報の収集・復元、登記・ 境界関係無料相談所の開設 等
	81	災害時における応急対策活動に関する協力 協定	令和 3 年 4 月 1 日	第一環境(株)	資機材および労力の提供等
	82	災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定	令和元年 7 月 23 日	全建総連福島建設ユニオン	被災住宅の応急修理
	83	災害の発生時における道路の維持修繕協定	令和 2 年 5 月 29 日	福島県県北建設事務所	災害等により被災した道路 の維持修繕
	84	災害時等における通信復旧の協力に関する 協定	令和 2 年 6 月 15 日	東日本電信電話(株)宮城事業部 福島支店	被災通信設備の復旧活動
	85	災害時の協力に関する協定	令和 2 年 4 月 1 日	東北電力ネットワーク(株) 福島電力センター	被災電力施設の復旧活動
火災出動	86	近傍火災出動に係る協定	平成 26 年 7 月 28 日	陸上自衛隊福島駐屯地	消火活動の協力
車両等障害物除去	87	災害時における車両等障害物除去に関する 協定	令和 5 年 5 月 12 日	株式会社ナプロアース	災害時のレッカー車等の提供による被災車両撤去及び 一時保管
福祉避難所協力	88	災害発生時における福祉避難所の指定に関する協定	平成 24 年 2 月 27 日	(社福)福島市社会福祉協議会 他 27 団体	大規模災害発生時における、 避難行動要支援者(災害時要 援護者)の施設利用
	89		平成 25 年 2 月 4 日	(株)リブレ	
	90			プラテック(株)	
	91		平成 30 年 10 月 12 日	(社福)飯野ふるさと福祉会	
	92		令和 2 年 3 月 27 日	(社福)なごみ他 2 団体	
	93		令和 4 年 8 月 17 日	結の学校	
	94		令和 4 年 10 月 12 日	企業組合飯野の里	

区 分		協 定 名	締結年月日	協 定 先	協 定 内 容
福祉避難所協力	95	福祉避難所における人的避難に関する協定	平成 24 年 2 月 27 日	(社福)福島市社会福祉協議会	災害発生時の福祉事務所における人員支援
	96	障がい者に配慮した災害時支援事業における福祉避難所に関する協定	令和 3 年 3 月 29 日	社会福祉法人しのぶ福祉会 他 10 団体	水害の際に登録している障がい者とその家族が避難する場所の提供
	97		令和 5 年 3 月 1 日	特定非営利活動法人 虹色の樹	
	98	福祉避難所における福祉機器等の供給協力に関する協定	平成 25 年 2 月 4 日	福島県福祉機器協会	福祉避難所における福祉機器等の供給
帰宅困難者対応協力	99	地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する協定	平成 26 年 8 月 27 日	東日本旅客鉄道(株)	駅構内の帰宅困難者の指定避難所等への誘導等
養護施設相互援助	100	特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの災害時に関する相互援助協定	平成 9 年 3 月 26 日	特別養護老人ホーム飯坂ホーム 他 7 施設	市および施設間の相互援助
廃棄物処分協力	101	緊急時における廃棄物処分相互援助協定	平成 20 年 7 月 29 日	伊達地方衛生処理組合	廃棄物の処分
	102	福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	令和 3 年 6 月 18 日	福島県並びに県内の市町村及び一部事務組合	廃棄物の広域処理
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬協力	103	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	平成 27 年 2 月 27 日	福島市清掃事業協同組合	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
火葬業務相互援助	104	緊急時における火葬業務相互援助協定	平成 22 年 3 月 25 日	伊達市、川俣町、伊達市・桑折町・国見町火葬場協議会、安達地方広域行政組合	火葬業務の相互援助
遺体の収容及び安置等の協力	105	災害時における協力に関する協定	平成 28 年 10 月 14 日	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	遺体収容及び安置等
防 疫 対 策	106	災害等発生時における防疫対策業務の支援に関する協定	令和 2 年 4 月 23 日	(一社)福島県ペストコントロール協会	施設の消毒・衛生害虫等の防除
動物(ペット)支援	107	災害時における被災動物対策に関する協定	平成 31 年 1 月 4 日	(公社)福島県獣医師会	災害により所有者不明になったペットの保護、飼育及び管理
	108	災害時の同伴避難所における動物の支援活動に関する協定	令和 4 年 3 月 29 日		災害によりペット同伴避難所に避難した飼い主及びペットへの支援

## 令和 6 年度災害救助基準（内閣府）

令和 6 年 4 月 1 日現在

（危機管理室）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 （法第 4 条第 1 項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 350 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 （法第 4 条第 2 項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 350 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,883,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,883,000 円以内とすること。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内		災害発生の日から 7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7日以内		輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流出	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400		13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内		災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は、別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんの日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 51,500円以内		災害発生の日から 10日以内		ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 ②半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては 6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流出半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200 円 中学校生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	災害発生の日から（教科書）1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 226,100 円以内 小人（12 歳未満） 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,600 円以内  一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,700 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救援物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号に規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

# 福島市災害弔慰金の支給等に関する条例

(共生社会推進課)

(昭和49年10月4日条例第44号)

改正 昭和50年6月30日条例第30号  
昭和53年6月28日条例第31号  
昭和56年9月30日条例第55号  
昭和57年12月22日条例第36号  
昭和62年3月30日条例第9号  
平成3年12月24日条例第32号  
平成20年6月27日条例第62号  
平成23年5月2日条例第13号  
平成23年10月7日条例第24号  
平成25年3月29日条例第15号  
平成31年3月29日条例第13号  
令和元年9月30日条例第25号

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- 二 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害弔慰金は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡した場合において、その者の遺族に対し支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- 一 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- 二 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - イ 配偶者

- ロ 子
- ハ 父母
- ニ 孫
- ホ 祖父母

三 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地に居住している場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に対し支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなしたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条に規定するところによるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合は支給しない。

- 一 災害により死亡した者の当該死亡がその者の故意又は重大な過失によるものである場合
- 二 令第2条の規定に該当する場合

### 第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第8条 災害障害見舞金は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し支給する。

（災害障害見舞金の額）

第9条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第10条 第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

## 第4章 災害援護資金の貸付

### (災害援護資金の貸付け)

第11条 災害援護資金は、令第3条に規定する災害（以下この章において、「災害」という。）により法第10条第1項に規定する世帯の市民である世帯主が、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた場合において、当該世帯主に対しその生活の立て直しのために要する資金として貸付ける。

### (災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ 家財等の損害がない場合 150万円
- ロ 家財について被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上の損害がある場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

二 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の3分の1以上の損害がある場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合 250万円

三 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

四 第一号のハ又は第二号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害救護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かっこ書の場合は、5年）とする。

### (保証人及び利率)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第一項の保証人は災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

### (償還等)

第14条 災害援護資金の償還は、半年賦又は月賦の元利均等償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。

2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

## 第5章 雑則

### (福島市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第15条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、福島市災害弔慰金等支

給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（飯野町の編入に伴う経過措置）

2 飯野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年飯野町条例第 30 号）の規定に基づきなされた処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 編入日前に災害により被害を受けた者で、当該被害を受けた当時、飯野町の区域内に住所を有していたものは、第 2 条第 2 号の市民とみなす。

（東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例）

4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の適用については、第 12 条第 2 項中

「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 13 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント」とする。

5 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項の規定によるものとする。

附 則（昭和 50 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 55 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後の生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 12 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 9 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 12 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平 20 年条例第 62 号）

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則（平成 23 年条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福島市災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条の規定は、この条例の施行の日以後（次項において「施行日」という。）に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この条例による改正前の福島市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条第 2 項（保証人に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 25 号）

この条例は、交付の日から施行する。